

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	広瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	山田利夫君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	後藤省治君
11 番	富田栄次君	12 番	栗田利朗君
13 番	丹羽豊次君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	中川満也君	副町長	永澤幸男君
総務課長	高橋伸行君	企画調整課長	木下誠司君
税務課長	中嶋努君	健康福祉課長	藤塚康孝君
住民課長	北村嘉彦君	建設課長	山口哲司君
産業課長	太田宣男君	上下水道課長	立川昭雄君
会計管理者兼 会計課長	衣斐修君	消防主任	廣瀬太佳夫君
教育長	和田満君	学校教育課長	木全豊君
生涯学習課長	水野忠宗君		

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長 藤塚正博 書記 渡部善充

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第22号 平成31年度垂井町一般会計予算

議第23号 平成31年度垂井町国民健康保険特別会計予算

議第24号 平成31年度垂井町簡易水道特別会計予算

議第25号 平成31年度垂井町公共下水道事業特別会計予算

議第26号 平成31年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算

議第27号 平成31年度不破郡介護認定審査会特別会計予算

- 議第28号 平成31年度垂井町介護保険特別会計予算
- 議第29号 平成31年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算
- 議第30号 平成31年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算
- 議第31号 平成31年度垂井町水道事業会計予算
- 日程第3 議第4号 垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 議第5号 垂井町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 議第6号 垂井町内部組織設置条例の一部改正について
- 議第7号 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議第8号 垂井町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
- 議第9号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について
- 議第10号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正について
- 議第11号 垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第12号 垂井町一般廃棄物処理施設設置条例の一部改正について
- 議第13号 垂井町介護保険条例の一部改正について
- 議第14号 垂井町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第15号 垂井町朝倉運動公園諸施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第16号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 議第17号 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正について
- 議第19号 土地の無償譲渡について
- 議第20号 町道路線の認定について
- 議第21号 指定管理者の指定について
- 日程第4 議第18号 垂井町浄化センター汚泥棟増設工事委託に関する協定の変更について
- 日程第5 議第32号 平成30年度垂井町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第6 議第33号 平成30年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議第34号 平成30年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議第35号 平成30年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時04分 開会

○議長（角田 寛君） これより平成31年第 2 回垂井町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から15日までの15日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので、御承知願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、11番 富田栄次君、12番 栗田利朗君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 諸般の報告

○議長（角田 寛君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情 5 件及び検査結果の報告が 2 件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前 9 時05分 休憩

午前 9 時15分 再開

○議長（角田 寛君） 再開いたします。

日程第 2 議第22号 平成31年度垂井町一般会計予算

議第23号 平成31年度垂井町国民健康保険特別会計予算

議第24号 平成31年度垂井町簡易水道特別会計予算

議第25号 平成31年度垂井町公共下水道事業特別会計予算

議第26号 平成31年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算

議第27号 平成31年度不破郡介護認定審査会特別会計予算

議第28号 平成31年度垂井町介護保険特別会計予算

議第29号 平成31年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算

議第30号 平成31年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算

議第31号 平成31年度垂井町水道事業会計予算

○議長（角田 寛君） 日程第2、議第22号 平成31年度垂井町一般会計予算から議第31号 平成31年度垂井町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） おはようございます。

平成31年第2回垂井町議会定例会の開会に当たり、町政運営に関する私の所信並びに平成31年度予算の概要及び主要施策について申し述べ、町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに、平成27年4月に私が町長として4期目の重責を担わせていただいて以来、早いものでこの4月で任期満了を迎えることになりました。私はこれまで第5次総合計画による「やさしさと活気あふれる 快適環境都市」の実現を進め、さらに次のステップとして、人と町が輝き、全ての人々が「人財」となって新たな地域社会をともにつくれる将来像を思い描き、やさしさと活気をもっと深める中で、「ひととまちが輝く 地域共創都市」づくりを進めるために、第6次総合計画を策定し、この計画のもと、明るく未来あふれる我がまち垂井づくりに邁進してまいりました。

この第6次総合計画を町民の皆様にご覧いただくために、昨年10月から11月にかけてふれあいトークを町内各地区で開催させていただきました。環境や特色が各地区によってそれぞれある中で、さまざまな御意見をいただくことができました。この場をおかりしまして、御参加いただきました町民の皆様にご挨拶申し上げます。

その中で、どの地区の方々も、人口減少や甚大化する災害への対策、空き家等の問題に対する思いを真剣にお話しくださり、町と地区、そして一人一人の役割について、問題意識を持って日々暮らしを送っていらっしゃることをかいま見ることができました。これこそ私が、町長就任以来、まちづくりの基本として実行してきた、町民の方々と議会、そして行政が、それぞれの役割と責任に基づき、対等な立場で相互に協力してまちづくりを実行する協働だと感じておるところでございます。まだまだこの協働の熟度は十分ではないかもしれませんが、着実にその成果を上げてきていると思うところでございます。

私は、平成の合併協議の破綻により単独町制を選んだ皆様とともにこれまで進めてきた、みずからの意思による、そして自分たちの身近に感じられるまちづくりを確かなものとして推進するためにも、来月に執行予定の町長選挙への出馬を決意し、その思いをさらに強めたところでございます。

さて、先日のアメリカのトランプ大統領が連邦議会で行った一般教書演説では、融和を唱えながらも対立を呼んでいる国境の壁の建設に固執し、矛盾したものとなりました。アメリカ第一主義を強固に推し進める余り、就任以来の2年間でアメリカのイメージは悪化し、世界のリーダーたるべきトランプ大統領の行動は、国際社会をかき回し、中東問題を初め、タイ、中国

との貿易戦争や、北朝鮮との関係において朝鮮半島に緊張状態をもたらすなど、大混乱を巻き起こしています。

一方、国では、少子・高齢化という最大の壁を乗り越えるための人づくり革命や生産性革命、働き方改革などの数々の重要政策を推進する法律や予算を成立させました。安倍内閣は、これらの施策に本腰を入れて取り組むとともに、アベノミクスによる景気回復や戦後日本外交の総決算など、ことしも内外の諸課題に真正面から取り組むと訴えました。

これらのうち、人づくり革命の柱となる全世代型社会保障への転換についても、もはやこれまでの政策延長線上では対応できず、次元の異なる政策が必要と力説し、具体的な取り組みとして、ことしの10月から3歳から5歳までの幼児教育を無償化することや、来年4月から公立高校に加え私立高校も実質無償化するなどの方針を打ち出す一方、その財源となる消費税率の引き上げについて国民の理解を求めました。

また、県におきましても、清流の国ぎふ創生総合戦略のもと、重点事項を「清流の国ぎふを支える人づくり」「健やかで安らかな地域づくり」「地域にあふれる魅力と活力づくり」の3つの柱で政策を展開していくとし、ふるさと教育による人づくりや医師の地域偏在の解消、次世代産業の振興などに取り組み、ハード面の整備として、新庁舎の本体工事、岐阜関ヶ原古戦場記念館、東海環状西回り区間及びアクセス道路の整備も進めるとされました。

さらに、2020年は東京オリンピック・パラリンピックの開催の年に当たり、明智光秀の大河ドラマの放映なども予定されており、観光面におきまして、本町も近隣市町と連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

一方、去年は列島各地において大規模な災害が発生いたしました。6月には大阪北部を震源とする直下型地震が、7月には岐阜県にも多大な被害をもたらした西日本豪雨、9月には台風21号と、それに追い打ちをかけるかのように北海道胆振東部地震が発生し、近年の災害の激化、そして複合化を感じたところであります。

台風接近時等に発令される特別警報は、平成25年8月から運用が開始され、直ちに命を守る行動をとることを促し、重大な災害が起こるおそれがあるときに発表されております。しかし、基準が変わり、注意報や警報が幾度となく発令されるようになると、その存在が薄くなり、いざというときの避難判断のタイミングも難しい傾向になってきているのではないかと思います。

さらに、去年の台風21号がもたらした被害では、町内でも最大46時間の停電が発生し、私たちの生活が電気に依存している部分がいかに多いかということや、日ごろの備えと日常的に防災意識を持つことがいかに大切であるかということを改めて考えさせられました。

昨今の気象条件の変化などにより、今までよそごとのように捉えていた大災害が、実はいつでも自分の町で発生する可能性がある自分事として捉えなければならない時代になってきたのです。私たちは、防災意識の向上とともに、一人一人の日常の備えとは何か、それを支える防災行政とは何かを改めて考える必要性を感じております。

そうした中、現在、防災の拠点ともなります新庁舎の建設を進めております。新庁舎の2階

には、万が一の浸水を考慮し、電算室、機械室などの重要機器を扱う部屋を配置しており、未曾有の災害に備えて行政機能がとまることのないよう万全を期すものであります。新庁舎は今までのように諸手続や相談をする役場としての機能だけではなく、多くの方々が親しみ集える垂井町のシンボルとなることを願っております。

なお、新庁舎の完成を本年5月と予定しておりましたが、鉄骨材料の不足と流通の悪化などの原因により工事に2カ月ほどのおくれが生じているため、新庁舎の完成期限を本年7月まで延長させていただきたいと思っております。皆様には御不便をおかけしますが、安全に十分配慮し工事を進めますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

一方、現庁舎の敷地活用につきましても、平成28年度からさまざまな意見集約を行いながら進めてまいりましたが、今月には現庁舎敷地等活用基本構想を策定し、その活用理念を「誰もが楽しく・安全に集える垂井のにぎわい拠点づくり」といたします。今後、基本計画、実施計画の策定に取り組んでまいります。防災広場、祭りと観光サービス、交流の場の確保といった皆様からの御意見や御要望も踏まえ、新たな町の魅力づくりの拠点となるよう進めていきたいと思っております。

また、雇用の確保や人口増加を見込むための事業として現在工事を進めている企業誘致のための離山造成工事ですが、昨年6月には養老サービスエリア・スマートインターチェンジが町の南部に開通し、既存の東西のインターチェンジ、さらには北部には梅谷トンネルが開通しており、全方位にわたり格段によい交通インフラが整いました。これらをしっかりと活用しながら企業誘致を進め、人の移住・定住につながるよう誘致企業の決定を進めてまいる所存であります。

このように、垂井町に、そして垂井町を取り巻く周辺には未来に向けた活力ある新たな息吹があります。その息吹の先をしっかりと見詰めながら、平成31年度も幾多の課題に向けて取り組んでまいりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、平成31年度予算につきまして御説明をさせていただきます。

平成31年度の各会計の予算額につきましては、一般会計94億円、国民健康保険特別会計28億9,000万円、簡易水道特別会計5,550万円、公共下水道事業特別会計9億880万円、農業集落排水事業特別会計3,000万円、不破郡介護認定審査会特別会計1,430万円、介護保険特別会計24億6,740万円、不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計107万円、後期高齢者医療特別会計3億4,700万円、水道事業会計7億3,600万円、合計168億5,007万円とするものであります。

一般会計の予算規模は、平成30年度と比較としましてマイナス4.5%、4億4,000万円の減額となります。

歳入予算につきましては、根幹となる町税において、既存企業の拡張などにより、特に法人住民税、固定資産税の家屋と償却資産及び軽自動車税において若干の伸びが期待でき、町税全体といたしましては、平成30年度当初比0.8%増の36億6,478万3,000円、うち町民税については1.0%増の15億3,516万5,000円を見込みました。その他、国・県支出金、財政調整基金及び

庁舎建設基金などの取り崩し、さらに町債の発行により収支の均衡を図った次第であります。

予算編成に当たりましては、安全で安心な住民生活の維持と向上に資するサービスを提供し続けるといった基礎自治体の使命を十分認識するとともに、本町の最大の課題である人口減少への対応など、第6次総合計画に掲げる垂井町の将来像を見据え、緊急度や優先度を明確にしながら各種事務事業の予算を編成いたしました。

特に新年度では、防災拠点として耐震性を備えた災害に強い新庁舎の建設を着実に進めるとともに、府中保育園園舎の耐震化や防災行政無線（同報系）の設備更新事業などの防災対策事業、さらにタウンプロモーション事業及び府中離山工業団地開発事業による企業誘致の推進に関する取り組みなどを進めてまいります。

それでは、予算の概要につきまして、第6次総合計画の7つのまちづくりテーマに沿って重要施策を御説明申し上げます。

第1のテーマは、「協働」であります。

ここでは、「まち全体が活発で、みんなで育む幸福度の高いまち」を目指してまいります。

1-1. 協働では、地区まちづくり協議会支援事業や地区まちづくりセンター運営事業などに取り組んでまいります。

あわせて、地域の多様な課題の解決に向けて、団体が公益的な事業の実施方法を町に提案し、団体と町が協働して実施する団体提案型協働事業を継続し、町が提示する課題に対し、団体が具体的な事業の実施方法を提案し、町が団体へ委託して実施する行政提案型協働事業を積極的に推進してまいりますとともに、円滑な自治会運営の促進に向けて、自治会活動支援事業を継続して行ってまいります。

また、広報・広聴活動といたしまして、広報「たるい」やホームページの充実とあわせて、SNSを活用したきめ細かな広報活動を図ってまいります。また、町民との直接対話をするふれあいトークも開催してまいります。

1-2. 人権では、女性が活躍できる社会環境の整備など、男女共同参画社会の実現に努めてまいります。

また、町内に多数在住するブラジル人の方のスムーズな行政手続を支援するため、庁舎内にポルトガル語通訳窓口を設置するなど、多文化共生事業も進めてまいります。

その他、偏見や差別のない社会の実現に向け、人権フォーラムの開催、人権啓発資料やリーフレットの作成など、人権に関する啓発・推進活動を進めてまいります。

第2のテーマは、「安全・安心」であります。

ここでは、「自ら考えみんなで取り組む安全・安心なまち」を目指してまいります。

2-1. 防災・減災では、防災行政無線（同報系）の設備更新に着手するとともに、洪水ハザードマップの改定や防災士の資格取得に対する助成を行ってまいります。

また、これらに加え、災害備蓄品の整備や自主防災組織資機材購入費の助成などに継続して取り組むとともに、これらを通じて災害に対する体制の整備や地域の防災力の強化に努めてま

います。

あわせて、消防団員の資質向上、消防ポンプ自動車の更新や防火水槽の整備など、消防設備の充実にも取り組んでまいります。

また、建築物の耐震診断や耐震補強、ブロック塀等の撤去への支援も引き続き行ってまいりますとともに、災害の発生を防ぐための河川の適正な維持管理も進めてまいります。

2-2. 生活安全では、新たに犯罪被害者等に対する支援を制度化してまいりますとともに、危険箇所へのカーブミラーなどの交通安全施設や公衆街路灯の設置を進めるとともに、これらの適正管理に努めてまいります。あわせて、公衆街路灯につきましては、省エネルギー推進のため、LED化を継続して進めてまいります。

また、公用車に順次ドライブレコーダーを設置し、交通安全対策、防犯対策への取り組みを進めてまいります。

その他、小・中学校児童・生徒の保護者を対象とした一斉メール配信や、通学路の巡回パトロールを実施する団体への支援などを行うなど、学校防犯体制の強化も図ってまいります。

第3のテーマは、「都市基盤・環境」であります。

ここでは、「将来を見据えた快適な都市基盤や自然環境を整えるまち」を目指してまいります。

3-1. 土地利用では、引き続き新庁舎建設事業を行ってまいります。庁舎跡地等の活用についても検討を進め、新年度では、現庁舎敷地等活用基本構想に基づき、基本計画の策定に取り組んでまいります。

あわせて、都市再生整備計画事業の実施を進めるとともに、大垣都市計画区域マスタープラン、町都市計画マスタープランの見直しを行ってまいります。

また、土地一筆ごとの正確な状態把握に向け、地籍調査につきましても継続して進めてまいります。

3-2. 道路では、道路改良8事業、舗装改良2事業の実施などにより、幹線道路や生活道路の整備を行ってまいります。

また、国道や県道の改良を促進するため、関係機関に要望も続けて行ってまいります。

その他橋梁改良3事業、橋梁の定期点検を行い、緊急度や優先度を考慮した補修にも取り組んでまいります。

3-3. 地域公共交通では、巡回バスの利便性の向上を図るため、地域公共交通計画の見直しを行います。今後も民間事業者と連携を図りながら、地域公共交通の形成に取り組んでまいります。

あわせて、県立不破高等学校に通う生徒の登校時における利便性を図るため、不破高校スクール線につきましても引き続き助成を行い、運行を継続してまいります。

その他、JR東海などの関係機関に働きかけ、垂井駅利用者の利便性の向上にも努めてまいります。

3-4. 公園では、朝倉運動公園などの公園施設を適正に管理し、安全・安心な公園環境の提供に努めてまいりますとともに、必要な修繕・改修なども行ってまいります。

あわせて、利用者の声を生かした公園づくりにも努めてまいりたいと思います。

3-5. 空き家等対策では、相談会の開催や空き家バンクの運用など、総合的な空き家対策を推進してまいりたいと思います。

3-6. 上水道では、引き続き上水道施設と簡易水道施設の維持保全に努めてまいりますとともに、配水管布設がえ工事など配水管網の整備・更新につきましても、管路の耐震化に積極的に取り組んでまいります。

また、簡易水道事業の地方公営企業法の適用に向けた取り組みに着手し、新年度におきましては基本計画を策定してまいります。

3-7. 下水道では、継続して公共下水道事業認可区域内における管網整備など、公共下水道事業の推進に取り組んでまいります。

あわせて、浄化センターや農業集落排水処理施設の維持管理にも努めてまいります。

また、公共下水道事業認可区域外におきましては、引き続き浄化槽設置整備事業により、合併処理浄化槽設置に対する助成を行ってまいります。

3-8. 環境では、環境汚染の防止や不法投棄の防止などの取り組みを進めるとともに、エコドームのより一層の利用促進を図り、ごみの減量化や再資源化を進め、循環型社会の構築を目指してまいります。

あわせて、資源分別回収事業、生ごみ処理容器等設置の奨励及び推進などの取り組みもあわせて進めてまいります。

また、クリーンセンターにつきましては、耐火物補修工事などの実施により、ごみ処理施設等の充実を図ってまいりますとともに、焼却灰の処理に向けた取り組みを進めるなど、今後も安定したごみ処理体制の確保に努めてまいります。

第4のテーマは、「産業・交流」であります。

ここでは、「魅力的な産業により交流が活発な活気あふれるまち」を目指してまいります。

4-1. 工業では、引き続き優良企業の誘致に取り組むとともに、府中離山工業団地開発事業を推進するため、アクセス道路や排水路の整備を進めてまいります。

あわせて、町内に工場の新設・増設をされた企業に対しまして交付いたします工場等設置奨励金につきましても取り組んでまいります。

その他、勤労者や離職者への支援なども継続してまいります。

4-2. 商業では、商業振興を図るため、商工会事業への支援を行ってまいりますとともに、住宅リフォームの助成につきましても実施してまいります。

4-3. 観光では、新庁舎落成記念事業といたしまして、ふれあい垂井ピアを新庁舎周辺で盛大に開催してまいります。

また、引き続き観光協会への支援を行ってまいりますとともに、特産品のPR及び町外イベ

ント出展への助成などにもあわせて取り組んでまいります。

ハイキングコースや休憩所などの観光施設の整備も進めてまいりますとともに、観光基本計画の推進に向けた事業にも取り組んでまいります。

4-4. 農業では、水田営農における農地中間管理事業による担い手への農地集積を推進するため、高性能農業機械導入事業、機構集積協力金交付事業及び新規就農者への支援を行ってまいります。

あわせて、有害鳥獣による農作物等の被害を防止・低減させるため、有害鳥獣被害対策事業を継続して実施してまいりますとともに、中山間地域で行う農業生産活動を支援する中山間地域等直接支払事業、地域ぐるみによる農地・農業用水等の保全管理の取り組みを支援する多面的機能支払事業などにつきましても継続して進めてまいります。

また、圃場整備事業につきましては、引き続き栗原地区の整備を進めており、あわせて平尾地区の整備につきましても、現在、埋蔵文化財の調査を実施しながら、地元の皆様との意見を集約・調整して進めてまいります。

さらに、北部幹線農道整備事業、農業振興地域整備計画の見直しも継続してまいります。

4-5. 林業では、引き続き林道明神線開設工事を進め、森林居住環境整備事業に取り組んでまいりますとともに、団地間伐や作業道等の開設への支援など、一般造林事業も行なってまいります。

あわせて、林業振興事業といたしましては、林道維持補修工事を進め、安全な林道整備に努めてまいります。

第5のテーマは、「福祉・健康」であります。

ここでは、「すべての住民が笑顔になれるやさしさにあふれるまち」を目指してまいります。

5-1. 子育てでは、ハード面といたしまして府中保育園園舎耐震補強工事を行い、園児の安全・安心を確保してまいりますとともに、ソフト面では保健センターに子育て世代包括支援センターを新たに開設し、妊娠から子育てまで切れ目のない支援を積極的に行ってまいります。

あわせて、第2期垂井町子ども・子育て支援事業計画の策定に向けての取り組みも進めてまいります。

また、働く親の支援といたしまして、留守家庭児童教室、病後児保育、延長保育の充実に努めてまいりますとともに、就学前児童の成長を支援するため、児童発達支援事業所「いずみの園」やことばの教室も継続してまいります。

その他、子育て支援センター及び一時的保育、子育てサポート、児童手当の支給などの各種事業を継続してまいりますとともに、妊娠を望む夫婦への支援、妊婦健康診査費の助成、乳幼児健康診査などにつきましても継続して実施してまいります。

なお、新年度より、健康福祉課の子育て支援係を課として独立させ、新たに子育て推進課を設置し、子育て政策係と子育て支援係を置くことといたしました。これにより、幼保一元化等の子育て施策をより推進させ、垂井町の最大課題である人口減少に総合的に対応していきたい

と考えております。

5-2. 高齢福祉では、デイサービスセンターの車椅子用介護浴槽を更新し、利用者の利便性の向上に努めてまいりますとともに、高齢者の方々の通院や買い物など、日常生活における移動手段の一つであるタクシー利用に対するタクシー利用助成を新たに実施してまいります。

そのほか、老人クラブ活動への支援を行ってまいりますとともに、ふれあい長寿フェアの開催や長寿者褒賞事業など、長寿をお祝いする事業なども展開してまいります。

また、介護予防・生活支援事業や老人福祉センターの運営につきましても、引き続き進めてまいります。

次に、介護保険といたしましては、新年度では、健康・福祉総合計画の策定に向けた介護保険事業計画等アンケート調査を実施してまいります。

あわせて、第7期介護保険事業計画に基づき、制度の適正な運営に努め、介護予防・生活支援サービス事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、また、新たに、ひとり暮らし老人等緊急通報システムにより、自宅での事故等に24時間365日、専門のオペレーターによる相談体制の整備を図るなど各種の取り組みを進めるとともに、地域包括支援センターの運営充実に努め、介護保険事業の充実にに向けた取り組みを進めてまいります。

5-3. 障がい福祉では、けやきの家事業を、本年4月から事業形態を現行の地域活動支援センター事業から生活介護事業・就労継続支援B型事業へ移行し、サービスの充実に努めてまいります。

その他、健康・福祉総合計画の策定に向けた障がい者計画等アンケート調査を行ってまいります。

また、障害福祉サービス等給付事業、地域生活支援事業、自立支援医療等事業、障害児通所給付費等給付事業、障害者福祉手当支給事業なども引き続き実施してまいります。

5-4. 健康・医療では、健康づくり推進地区モデル事業の対象地区を拡大するとともに、健康福祉総合計画の策定に向けた健康増進計画アンケート調査を行ってまいります。

そのほか、保健センターにおいて、健康相談、健康教室、栄養教室などの事業を展開し、健康づくりを推進してまいりますとともに、予防接種や各種がん検診など、疾病予防対策に向けた取り組みにつきましても進めてまいります。

また、乳幼児等の医療費の自己負担額を助成する福祉医療費助成事業につきましても引き続き実施してまいりますとともに、休日在宅当番・救急医療情報提供事業を郡医師会に委託するなど、安心して診療が受けられる体制も維持し継続してまいります。

次に、国民健康保険につきましても、医療費が増加傾向にある中で、健全財政を維持していくため、特定健康診査や特定保健指導の実施など効果的な保健事業の推進に努めてまいります。

あわせて、後期高齢者医療につきましても、ぎふ・すこやか健診や、ぎふ・さわやか口腔健診の実施など、同様の取り組みを進めてまいります。

第6のテーマは、「教育・文化」であります。

ここでは、「ふるさとへの誇りと愛着をもった人財を育てるまち」を目指してまいります。

6-1. 学校教育では、児童・生徒等への学習支援や、いじめ・不登校に対応した特別支援教育指導員、英語指導員助手、幼児教育指導員、スクールアドバイザーなどを配置し、教育指導環境の充実に努めてまいります。

あわせて、教員がより一層生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するため、引き続きスクールサポートスタッフを配置してまいります。

また、異文化への理解を深め、語学力と国際感覚を養うことを目的とした中学校カナダ・カルガリー市派遣交流事業についても継続してまいります。

学校給食においては、地場産物を積極的に使用するとともに、衛生管理の徹底を図り、安全で栄養バランスに配慮した給食の提供に取り組んでまいります。

6-2. 青少年育成では、地域子ども教室推進事業により、地域でのスポーツや文化活動を通して、心豊かでたくましい子供を育むための取り組みを進めてまいりますとともに、青少年活動支援事業により、あったかい言葉かけ運動の推進、町子ども会育成連絡協議会への活動の支援を行ってまいります。

あわせて、青少年健全育成地区民大会の開催を通して、青少年育成推進委員等との連携を図りながら、青少年健全育成を今後のまちづくりにつなげていきたいと思っております。

また、小・中学校の児童・生徒を対象にした青少年芸術鑑賞会につきましても、引き続き実施してまいります。

6-3. 生涯学習では、生き生き学級や家庭教育学級などの生涯学習推進事業を進めてまいります。

また、文化会館におきましては、文化講演会、町展及び町音楽祭等の開催についても継続して実施してまいります。

あわせて、タリイピアセンターにおきましても、図書館資料の収集などに取り組んでまいりますとともに、学習の場である生涯学習施設の適切な維持管理にも努めてまいります。

次に、生涯スポーツといたしましては、第3次生涯スポーツ振興計画に基づき、町体育協会への支援などスポーツ団体の育成支援事業を進めてまいりますとともに、体育推進員等研修事業についても引き続き実施してまいります。

また、ふれあいウオーキング大会やスポーツ・レクリエーション祭などの各種スポーツ大会を開催し、住民の方々の健康づくりや仲間づくりに努めてまいります。

6-4. 文化では、垂井曳軸鳳凰山軸蔵修理事業など、文化財の保存に向けた取り組みを進めてまいります。

あわせて、歴史文化等継承事業といたしまして、文献資料等の収集や企画展の開催などに取り組んでまいります。

また、垂井曳軸保存会、南宮大社神事芸能保存会、表佐太鼓踊り保存会など、郷土芸能保存団体等への支援につきましても引き続き行ってまいります。

第7のテーマは、「行財政運営」であります。

ここでは、「総合計画を実行・実現できるまち」を目指してまいります。

7-1. 行政運営では、引き続き新庁舎建設事業を実施してまいります。工事期間中や新庁舎への移転の際には、周辺並びに文化会館の利用を含め、何かと御不便をおかけすることもあるかと思いますが、工事には万全を期します。なお、新庁舎におきましては、さらなる行政運営の向上に努めてまいりますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

あわせて、住民情報システムなど、安全・安心なシステム稼働環境の整備を進めてまいりますとともに、戸籍システム及び住基ネットワークシステムの充実や、社会保障・税番号制度による個人番号カードの交付推進にも取り組んでまいります。

さらに、新年度におきましては、新庁舎での文書管理体制を整備する取り組みを進めてまいります。

7-2. 財政運営では、地方公会計、財務書類の整備を行うなど、財政の見える化を意識した取り組みを進めながら、資産や債務を適正に把握し、効率的な財政運営に努めてまいります。

また、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定を進めるなど、今後の公共施設のあり方に関する検証・見直しにも努めてまいります。

あわせて、基金、町債及び公債費の適正な管理も含め、計画的な財政運営に努めてまいります。

その他、公平・公正な課税業務と滞納整理など、収納向上に向けた徴収業務に取り組んでまいりますとともに、ふるさと納税の推進など、自主財源の確保にも努めてまいります。

7-3. タウンプロモーションでは、町の持つ魅力や施策・情報を町内外に発信し、全国的に本町の認知度を向上させるため、垂井町タウンプロモーション戦略を策定し、タウンプロモーションを事業として推進してまいります。

あわせて、本年度作成いたしますタウンプロモーション誌などを活用して、首都圏などへ垂井町を売り込む営業活動にも取り組んでまいりますとともに、情報発信ツールの技能習得を目指した職員のスキルアップ研修などを通じて、タウンプロモーションに関する手法等を検討し展開してまいります。

あわせて、町政をより身近に感じていただけるよう、町の事業やイベントなどの情報発信を積極的に行うため、フェイスブック、ツイッター及びインスタグラムなどのSNSを活用してまいります。

また、東京圏から移住される方に対して、新たな財政的な支援を行ってまいりたいと思っております。

以上が平成31年度の予算の概要及び重点的に取り組む施策であります。

総務省では、平成29年10月から開催している自治体戦略2040構想研究会において、高齢者人口がピークを迎える2040年ごろをターゲットに、行政サービスが抱える課題や、それに伴う自治体の多様性や行政経営改革、圏域として行政サービスの必要性が検討されております。

また、この1月には総務大臣から、全国の知事、市町村長宛てに「ソサエティ5.0時代の地方」と題したメールマガジンが配信されました。狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に次ぐ、AIやIoT、ロボティクス、車の自動運転化など、革新的な技術社会、いわゆる第5の社会の実現を目指し、持続可能な地域社会の構築を進めたいと述べられておりました。

私たちは、こうした国主導による施策や研究報告を真摯に受けとめながら、垂井町の未来予想図を描き、各施策を慎重かつ確実に実行していかなければなりません。構想研究会の結果報告の中にも、持続可能で多様な行政の展開が日本全体の強靱性の向上につながるとされております。昨年の施政方針でも述べさせていただきましたが、垂井町がより力強い町になっていくためには、そこに住む人一人一人と、さらにその人の生活を身近に支える地域とがともに強くなっていくことが必要で、鋼のような強いかたさだけではなく、みんなで支え合うというしなやかな強さの両方が必要ですと申し上げました。垂井町は、住民の皆様との協働で、国が目指す強靱性がさらに強くなりつつあると確信しております。私も、この施政方針を述べさせていただく中で、人口減少社会において、満足度の高い人生と、人間を尊重する社会を築き上げていくことが、今後の私の重要な使命だと改めて考えたところでございます。

平成31年度は5月に改元が予定されており、平成最後の年となります。一つの時代の終わりと新しい時代が交錯する年に新庁舎が完成することは、輝かしい垂井町の明るい未来を後押ししてくれるかのごとく感じられます。

昭和41年11月の現庁舎の完成時には、冷暖房を完備した最新鋭の近代的な建築物が町の中心地に完成したことで、町はお祝いムードに包まれたとの記録がございます。新庁舎は、先ほど申しましたように、単なる手続や相談のみを行う場所ではなく、垂井ホールでのイベントの開催、地域協働室での会議、休息や談話としても活用していただける垂井テラス、子育て支援コーナーなど、垂井町のまちのシンボルとしてさまざまな人々に多様な場所を提供できればと思っております。建設途中の現場を視察した折、庁舎2階の西、垂井テラス付近から伊吹山を望む眺めというのは最良でありました。完成後は、一人でも多くの方にこの眺めを体験していただけたらと思います。

なお、新庁舎完成後、附帯工事を終え、供用開始までの間に完成式典と内覧会を行う予定でございますので、ぜひ多くの皆様にお越しいただきたいと思っております。

改元による新たな時代が始まるというときに、新庁舎も新たなスタートを踏み出すということに、改めて責任の重さを感じ、身の引き締まる思いがいたします。そして、第6次総合計画によるまちづくりを確実な歩みとして推進する中で、我がまち垂井の明るい未来予想図をしっかりと描きながら、全力で各種事業を展開してまいり所存でございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

最後に、町民の皆様並びに議員各位のさらなる御理解と御協力をいただきますようお願いを申し上げ、新年度の町政に臨む私の施政方針といたします。

なお、議第22号から議第31号までの平成31年度予算の細部につきましては、それぞれ担当課

長に補足説明をさせますので、十分な御審議の上、御賛同を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（角田 寛君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） ただいま上程されております議第22号 平成31年度垂井町一般会計予算について補足説明をさせていただきます。

議案書及び予算資料、予算主要事業概要をあわせてごらんください。

議案書の1ページでございます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額は、それぞれ94億円とするものでございます。

第2項でございます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によることとしております。

それでは、歳出から御説明をさせていただきます。

5ページをごらんください。

款1 議会費、項1 議会費でございます。9,786万3,000円の予算とさせていただくものでございます。

款2 総務費の項1 総務管理費でございます。18億5,849万円とさせていただいたものでございますが、この総務管理費は範囲が広いものでございます。特別職の報酬、総務課、企画調整課、会計課職員の人件費、庁舎に勤務しております臨時の事務職員の賃金などもこの総務管理費で計上しております。そのほかに、庁舎、普通財産の維持管理、電算管理に関する経費、統計調査、防災、交通安全といった数々の事業に取り組んでおります。

来年度の主な事業といたしましては、新庁舎建設事業に関連する工事、備品購入、電話設備工事など9億5,513万6,000円、現庁舎跡地活用事業に関する基本計画策定などに926万4,000円、地区まちづくり協議会支援事業に1,609万円、まちの魅力を町内外にPRし、人口減少の抑制、交流人口の増加を図るためのタウンプロモーション事業に700万円など経費を計上させていただきました。

続きまして、項2 徴税費でございますが、税の徴収による経費でございます。1億2,057万6,000円でございます。

次に、項3 戸籍住民基本台帳費でございます。4,658万5,000円とさせていただいたものでございますが、円滑な事務処理と住民サービスの向上を図るための戸籍システム及び住基ネットワークシステムの運用に係る経費1,198万円や、社会保障・税番号制度による個人番号カードの交付促進を継続して行う費用として609万2,000円などを計上させていただいております。

次に、項4の選挙費でございます。来年度につきましては、参議院議員選挙、県議会議員選挙、町長選挙、町議会議員選挙の執行が予定されていますことから、3,879万7,000円計上させていただきます。

続きまして、項5の統計調査費でございますが、282万5,000円とさせていただいたものでございます。来年度は、工業統計調査、経済センサス基礎調査、農林業センサス調査などの実施が予定されていることから、調査委員報酬の253万7,000円などを含め、計上させていただいたものでございます。

項6の監査委員費でございますが、監査委員の監査に要する費用として63万1,000円計上させていただいたところでございます。

次に、款3民生費の項1社会福祉費でございます。18億3,474万5,000円とさせていただいたものでございますが、こちらは、福祉医療、高齢者福祉、障がい者福祉に充てる費用でございます。福祉医療助成費や福祉医療審査支払手数料などに3億643万3,000円、福祉事業所けやきの家事業として、指定管理料や施設の維持管理費などで498万1,000円、障害福祉サービス等給付事業として3億5,555万円などがございます。

続きまして、項2児童福祉費でございます。15億1,416万9,000円とさせていただいたものでございますが、こちらは、保育園の運営・管理、児童手当の支給事業、留守家庭児童教室の運営などに要する経費でございます。府中保育園の園舎の耐震補強工事や保育士の増員などにより、前年より2億1,438万4,000円の増額となっています。他の主な費用としては、児童手当支給費として4億4,064万円、留守家庭児童教室の運営事業として2,690万5,000円などがございます。

次に、款4衛生費の項1保健衛生費でございます。3億4,557万5,000円とさせていただくもので、公害対策、斎場の管理、保健センターの運営等に要する経費でございます。河川の水質や大気の定期検査に要する費用として54万6,000円、斎場維持補修工事に要する費用として890万円を見込んでおります。また、保健センターで子育て世代包括支援センター運営事業を実施し、妊娠・出産・育児期の多様な支援のニーズにワンストップで対応するための経費として2,535万3,000円を計上しております。

続きまして、項2清掃費でございます。4億2,088万3,000円とさせていただくもので、廃棄物の減量、ごみ収集、クリーンセンターの管理、エコパークの運営等に要する費用でございます。主な費用としては、クリーンセンターの改善・修繕工事に1億1,000万円を充て、施設の延命化に努めます。また、資源物の再利用・再資源化を図るため、エコパークの運営経費として1,086万5,000円を計上しております。

次に、款5労働費、項1労働諸費でございます。916万8,000円とさせていただくもので、労働者の離職者支援や教育訓練給付、不破郡労働者福祉協議会に対する支援などに要する費用でございます。

次に、款6農林水産業費、項1農業費でございます。3億1,012万4,000円とさせていただくもので、農業振興地域整備計画を変更するための費用として260万円、市之尾地内の農業生産性の向上を図るための北部幹線農道開設工事を継続して実施するために3,380万円、地域ぐるみで行う農地農業用水等の保全管理を行う取り組みに対して支払う交付金として、多面的機能

支払交付金6,981万9,000円などを計上しております。

続きまして、項2林業費でございます。6,352万7,000円とさせていただくもので、主な費用として、継続して林道明神線の開設工事を行うための工事請負費など5,385万円を計上しています。

次に、款7商工費、項1商工費でございます。2億956万3,000円とさせていただくもので、前年度と比較しますと6,046万円の増額となっております。その主な内容としては、企業誘致の推進に関して、離山工業団地の排水路整備事業に要する費用などで3,740万5,000円や、新たに立地または増設などをした企業に対する工場等設置奨励金として、6,857万円のうちの一部が増額の主な理由でございます。また、来年度は新庁舎周辺でふれあい垂井ピアの開催が予定されていることから、ふれあい垂井ピア推進協議会への補助金として1,800万円を、観光協会への補助金として1,000万円を計上するものでございます。

次に、款8土木費、項1土木管理費でございます。7,420万4,000円とさせていただくもので、ここでは、道路台帳の管理、法定外公共物のシステム補修などの管理的な業務に要する費用でございますが、引き続き地籍調査に要する費用として608万2,000円を計上しております。

続きまして、項2道路橋りょう費でございます。2億1,634万4,000円とさせていただくもので、道路橋梁の維持・新設・改良などの経費として要する費用でございます。道路維持費では3,673万2,000円、道路新設改良費では町道表佐3号線の改良工事や、岩手1-1号線の舗装改良工事など1億5,239万円、橋りょう維持費では、継続して橋梁の定期点検を実施するほか、新桜橋改良工事、廣瀬橋高欄取りかえ工事で2,680万円を計上するものでございます。

続きまして、6ページをごらんください。

項3河川費でございます。1,484万1,000円とさせていただくもので、河川の維持管理に要する費用でございます。自然と景観を生かした河川整備として、相川水辺公園の清掃業務など479万円、災害に強い河川・砂防整備として、河川修繕工事や洪水ハザードマップの作成に要する費用など821万8,000円を計上するものでございます。

続きまして、項4都市計画費でございます。5億6,884万1,000円とさせていただくもので、前年度と比較しますと4,824万円の増額となっております。その主な要因としては、駅周辺整備費で4,668万7,000円が減額となった一方で、公共下水道事業特別会計への繰出金4億6,676万3,000円のうち、8,497万8,000円が増額となった要因でございます。

続きまして、項5住宅費でございます。2,695万8,000円とさせていただくもので、良好な居住環境を維持するために必要な修繕料として700万円を見込むほか、梅谷町営住宅の用途廃止に伴い、敷地の境界確定を行う委託料として346万5,000円などを計上しております。

次に、款9消防費、項1消防費でございます。4億5,775万2,000円とさせていただくもので、消防水利や消防団の設備等について、計画的な更新を行う費用として、垂井分団の消防ポンプ自動車の購入費用などに2,500万円、岩手地内の防火水槽の修繕に280万円を見込むほか、地域防災力の強化を図るため、防災士の資格を取得するのに要する費用に対して助成する額27万

5,000円などを計上しております。前年度と比較しますと3,876万3,000円の増額となっておりますが、先ほど申し上げました消防ポンプ自動車の購入費などがその主な要因となっております。

次に、款10教育費、項1教育総務費でございます。9,602万9,000円とさせていただくもので、特色ある学校づくり事業活動の支援や、不登校の児童・生徒のために設置する適応指導教室の運営費用、中学校カナダ・カルガリー市派遣交流事業などがございます。

続きまして、項2小学校費でございます。1億7,495万1,000円とさせていただくものでございます。個別支援教育講師の配置や英語教育の充実に努めるほか、来年度はICTを活用した教育を推進するため、パソコン教室のパソコンの更新費用として884万4,000円を計上しております。

続きまして、項3中学校費でございますが、8,495万9,000円とさせていただくものでございます。生徒が肌で国際感覚を磨きながら英語教育を受ける機会を提供するための英語指導助手の配置や、外国人生徒に対する日本語適応指導員の配置等を行うほか、来年度は小学校費と同様にICTを活用した教育を推進するために、電子黒板を更新する費用として200万円を計上しております。

続きまして、項4幼稚園費でございます。6,191万3,000円とさせていただくものですが、前年度と比較して2,773万1,000円の減額となっております。主なものは、垂井こども園の開園に伴い、幼稚園教員に係る人件費を民生費の児童福祉費、保育士の人件費に切りかえたことによるものでございます。

続きまして、項5社会教育費でございます。1億8,628万3,000円とさせていただくものでございます。心豊かでたくましい子供を地域で育む地域子ども教室の開催に要する費用や、各界の著名人を講師として招く文化講演事業などを実施します。また、埋蔵文化財の範囲を確認するために試掘調査や報告書の作成を実施しますが、この中には平尾地区圃場整備に係る確認調査も含まれております。この社会教育費は、前年度と比較して1,339万6,000円の減額となっております。減額の主な理由としましては、重要文化財真禅院保存修理事業が本年度完了したことなどがございます。

続きまして、項6保健体育費でございます。1億3,650万2,000円とさせていただくものです。町体育協会などのスポーツ団体の活動に対する支援に1,409万9,000円や、学校開放やその他の体育施設の運営に係る費用に404万9,000円、学校給食センターの運営に係る費用に8,421万5,000円などを計上しております。

次に、款11災害復旧費でございますが、項1農林水産施設災害復旧費から項4その他の公共施設災害復旧費までは、ごらんのとおりでございます。

次に、款12公債費、項1公債費でございますが、3億9,684万5,000円とさせていただくものでございます。前年度と比較して1,548万9,000円の減額となりますが、償還元金及び利子の減によるものでございます。

次に、款13諸支出金、項1普通財産取得費につきましては、本年度と同額4,000円でございます。

次に、款14予備費、項1予備費につきましては3,000万円で、本年度と同様でございます。

以上、歳出合計につきましては94億円とするものでございます。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

議案書の2ページでございます。

款1町税、項1町民税でございます。15億3,516万5,000円とさせていただくもので、前年度と比較しますと1,540万3,000円の増額となっております。個人につきましては179万9,000円の増の12億6,943万1,000円、法人につきましても1,360万4,000円の増で2億6,573万4,000円を計上させていただきました。

続きまして、項2固定資産税でございます。18億9,964万円とさせていただくもので、前年度と比較して826万2,000円の増額となっております。このうち、土地につきましては1,911万円の減額で6億6,693万2,000円、家屋につきましては1,690万円の増額で7億4,728万8,000円、償却資産につきましては1,058万1,000円の増額で4億7,000万5,000円を計上させていただきました。

続きまして、項3軽自動車税でございます。7,964万1,000円とさせていただくもので、前年度と比較して490万9,000円の増、項4町たばこ税では1億5,033万7,000円を計上し、前年度と比較し14万円の減とさせていただいたものでございます。

次に、款2の地方譲与税以下、款11交通安全対策特別交付金につきましては、国または県の予算の枠の範囲内で、市町村の一定の条件のもとで配分されているものでございまして、前年度、あるいは前々年度の実績をもとに、それぞれ算出したところでございます。

また、10月から消費税が増税されることに伴いまして、款7自動車取得税交付金が9月までの交付となり、新たに10月からは環境性能割交付金が交付される見込みとなっております。

なお、特に本町の大きな財源となります款10地方交付税、項1地方交付税でございますが、金額にいたしまして11億3,000万円の予算を計上させていただいたところでございます。前年度と比較いたしまして1億3,000万円ほどの減額でございます。普通交付税につきましては10億4,000万円、特別交付税につきましては9,000万円の予算の計上をしたところでございます。

なお、減額の主な要因といたしましては、平成28年度分の普通交付税の交付額が過大であったため、平成31年度分交付において調整することによるものでございます。

次に、款12分担金及び負担金、項2負担金でございます。1億2,017万3,000円とさせていただくもので、前年度と比較して3,737万5,000円の減額となったわけでございます。その理由としては、保育園保育料でございますが、今までは私立保育所の利用者負担である保育料は町で徴収しておりましたが、町内の私立保育所が幼保連携型の認定こども園になったことにより、利用者負担は直接施設で徴収することとなったためでございます。

次に、款13使用料及び手数料、項1使用料でございます。1億770万円とさせていただくも

ので、前年度と比較して204万円の減額となったわけでございます。その主な理由としては、留守家庭児童教室を2人以上利用している世帯の2人目以降の保育料を軽減することとしたためでございます。

続きまして、項2手数料でございます。1億590万1,000円とさせていただくもので、税・戸籍・住民などの証明手数料や一般廃棄物処理手数料などがございます。

次に、款14国庫支出金、項1国庫負担金でございます。5億8,085万1,000円とさせていただくもので、児童手当国庫負担金として3億487万6,000円、障害者自立支援給付費負担金として1億7,722万9,000円、障害児施設給付等負担金として3,186万6,000円などがございます。

続きまして、項2の国庫補助金でございます。1億2,711万1,000円計上させていただくもので、民生費国庫補助金として、子ども・子育て支援交付金1,160万3,000円など、土木費国庫補助金として道路事業に5,534万円、都市再生整備事業交付金として2,977万2,000円などがございます。

続きまして、項3の委託金でございます。373万2,000円計上させていただくもので、国民年金事務費交付金332万7,000円などがございます。

次に、款15県支出金、項1県負担金でございます。3億1,957万8,000円とさせていただくもので、児童手当負担金として6,788万2,000円、国民健康保険基盤安定負担金及び後期高齢者医療保険基盤安定負担金として1億1,776万1,000円、障害者自立支援給付費等県負担金として1億921万6,000円、県移譲事務交付金として、人口動態統計調査事務交付金を初め、36件の事業に対し219万5,000円等を計上させていただいております。

続きまして、項2県補助金でございます。2億9,180万円とさせていただくもので、主なものとしては、児童福祉等対策事業補助金などの児童福祉費県補助金として1,688万9,000円、福祉医療費県補助金として1億623万3,000円、中山間地域等直接支払事業交付金等の農業費県補助金として1億560万1,000円、林道明神線開設工事に充てる農山村地域整備補助金などの林業費県補助金として3,516万円などを計上させていただいております。

続きまして、項3委託金でございますが、6,320万1,000円とさせていただくもので、主に県民税徴収委託金4,194万円や、各種統計調査の委託金276万8,000円、参議院議員選挙、県議会議員選挙が予定されていることから、選挙費委託金として1,529万7,000円などを計上させていただいております。

次に、款16財産収入でございますが、項1の財産運用収入では292万2,000円とさせていただくもので、財産貸付収入で163万1,000円を、利子及び配当金で129万1,000円を計上させていただいております。

次に、款17寄附金、項1寄附金でございますが、1,481万5,000円とさせていただくもので、ふるさと納税に係る一般寄附金を1,389万4,000円見込んでおりますが、このふるさと納税は減少の傾向にありますことから、前年度に比べ1,895万2,000円の減額となっております。

次に、款18繰入金、項1特別会計繰入金でございますが、後期高齢者医療特別会計繰入金で

1,000円、介護保険特別会計繰入金で1,000円、合わせて2,000円計上するものでございます。

続きまして、項2基金繰入金でございますが、8億3,005万円とさせていただきます。前年度と比較して1億1万円の減額となっておりますが、財政調整基金繰入金で3億9,000万円、減債基金繰入金で9,000万円、ふれあい交流基金繰入金で5万円、福祉基金繰入金で、府中保育園の園舎耐震補強工事に充てるため5,000万円、庁舎建設基金繰入金で3億円を計上しております。

次に、款19繰越金、項1繰越金でございます。前年同額の2億円計上をするものでございます。

次に、款20諸収入でございます。項1の延滞金、加算金及び過料につきましては200万円、項2町預金利子につきましては1,000円、項3貸付金元利収入につきましては25万円、項5雑入につきましては6,163万8,000円を計上しております。

次に、款21町債、項1町債でございます。総額で11億4,800万円計上するものでございます。その内訳につきましては、臨時財政対策債で4億2,000万円、新庁舎建設事業で4億1,700万円、保育園園舎耐震事業で1億円、排水路整備事業で2,200万円、地方道路整備事業で6,200万円、防災設備整備事業で1億1,000万円、消防施設整備事業で1,700万円でございます。

以上、歳入についての合計金額でございますが、94億円とさせていただきます。

1ページをごらんください。

第2条の債務負担行為でございます。地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額に関しては第2表によるものでございます。

7ページをごらんください。

防災行政無線（同報系）設備更新工事及び防災行政無線（同報系）設備更新工事監理業務につきましては、期間を平成32年度から平成34年度までとし、限度額につきましては、それぞれ2億8,700万円及び560万円とするものでございます。また、垂井町都市計画マスタープラン見直し業務につきましては、期間を平成32年度とし、限度額を700万円とするものでございます。

1ページをごらんください。

第3条の地方債でございます。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法に関しましては第3表によるものでございます。

8ページをごらんください。

財源を確保するために、臨時財政対策債、新庁舎建設事業、保育園園舎耐震補強事業、排水路整備事業、地方道路整備事業、防災設備整備事業、消防設備整備事業、合わせて11億4,800万円借り入れを予定しております。表の中に、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について記載をしております。お目通しをお願いします。

1ページをごらんください。

第4条の一時借入金でございます。一時借入金の最高額を5億円と定めるものでございます。

第5条の歳出予算の流用でございます。歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるもので、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費について予算額に過不足が生じた場合、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用ができる旨を定めるものでございます。

続きまして、149ページから152ページまでは給与費明細書、153ページには債務負担に係る調書、154ページには地方債の見込みに関する調書を添付しておりますので、お目通し願います。

以上、議第22号 平成31年度垂井町一般会計予算についての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） しばらく休憩いたします。再開は10時45分といたします。

午前10時35分 休憩

午前10時46分 再開

○議長（角田 寛君） 再開いたします。

引き続き補足説明を求めます。

住民課長 北村嘉彦君。

〔住民課長 北村嘉彦君登壇〕

○住民課長（北村嘉彦君） 私からは、住民課が所管いたします2つの特別会計につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、議第23号 平成31年度垂井町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

青色の表紙でございます。1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億9,000万円と定めるものでございます。

予算の概要につきまして、歳出から説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の3ページをお願いいたします。あわせまして、予算資料は5ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費3,085万1,000円でございます。前年度比較30万8,000円の増額でございます。事務に係ります職員の人件費や資格管理、給付事務など、事業運営に係る経費を計上しております。

次に、項2徴税費193万5,000円でございます。前年度比較15万6,000円の減額でございます。国民健康保険税の徴収に係ります経費を計上しております。

次に、項3運営協議会費5万1,000円でございます。前年と同額を計上しております。国民健康保険の運営につきまして審議していただきます協議会の開催に係る経費でございます。

続きまして、款2保険給付費、項1療養諸費18億2,896万3,000円でございます。前年度比較1,430万3,000円の減額でございます。医療費における保険者負担分等でございます。被保険者数の減少によります影響を想定しながら、実績の数値も参考に算出しております。

次に、項2高額療養費2億6,120万1,000円でございます。前年度比較890万円の増額でござ

います。療養諸費と同様、実績の数値を参考に算出しております。

次に、項3 移送費2,000円でございます。前年と同額の予算を計上し、科目設定をさせていただいたところでございます。

次に、項4 出産育児諸費630万4,000円でございます。出産育児一時金を支給する費用でございます。実績数値を踏まえて前年度と同額の予算計上をさせていただきました。

次に、項5 葬祭諸費240万円でございます。前年度比較35万円の減額でございます。葬祭費を支給する費用でございます。実績数値を踏まえて減額とした予算を計上しております。

続きまして、款3 国民健康保険事業費納付金、項1 医療給付費分5億250万円でございます。前年度比較950万円の減額でございます。医療給付費分納付金として県に支払うものでございます。

次に、項2 後期高齢者支援金等分でございますが、1億6,850万円でございます。前年度比較550万円の増額でございます。医療給付費分と同様、後期高齢者支援金等納付金としまして県に支払うものでございます。

次に、項3 介護納付金分4,900万円でございます。前年度比較100万円の増額でございます。医療給付費分と同様、介護納付金分納付金として県に支払うものでございます。

続きまして、款4 保健事業費、項1 保健事業費197万3,000円でございます。前年度比較1万円の減額でございます。被保険者の健康増進等の事業、医療費通知等に係ります経費でございます。

次に、項2 特定健康診査等事業費1,950万6,000円でございます。前年度比較191万9,000円の増額でございます。これは特定健康診査及び特定保健指導に要します経費でございます。実績を踏まえて増額とした予算を計上しております。

続きまして、款5 基金積立金、項1 基金積立金9万円でございます。前年度比較1,000円の減額でございます。これは基金の利子分を計上したものでございます。

続きまして、款6 公債費、項1 公債費12万8,000円でございます。一時借入金に係ります利子分を前年と同額で予算計上させていただきました。

続きまして、款7 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金140万1,000円でございます。前年度比較10万円の増額でございます。これは国民健康保険税の還付金でございます。

続きまして、款8 予備費、項1 予備費1,519万5,000円でございます。前年度比較340万7,000円の減額でございます。

以上、歳出合計28億9,000万円でございます。

続きまして、歳入でございます。

歳入歳出予算の2ページをお願いいたします。

款1 国民健康保険税、項1 国民健康保険税5億6,787万円でございます。前年度比較3,470万円の減額でございます。被保険者が減少傾向にあることや、低所得者に係ります国民健康保険税の軽減の拡充によりまして、減少する傾向と考えているところでございます。

続きまして、款2 使用料及び手数料、項1 手数料22万円でございます。国民健康保険税に係ります督促手数料で、前年と同額を計上させていただいております。

続きまして、款6 県支出金、項1 県補助金21億438万7,000円でございます。前年度比較342万9,000円の減額でございます。福祉医療に係ります国費減額分の補助であります国庫負担金減額措置対策費補助金、それから、歳出、款2 保険給付費、項1 療養諸費、項2 高額療養費、項3 移送費の合計額に相当します普通交付金、特定健康診査等負担金の特別交付金がございます。

続きまして、款8 財産収入、項1 財産運用収入9万円でございます。前年度比較1,000円の減額でございます。国民健康保険基金の利子分を計上させていただきました。

続きまして、款9 繰入金、項1 他会計繰入金1億7,472万1,000円でございます。前年度比較323万1,000円の減額でございます。一般会計からの繰入金でございます。国民健康保険税の軽減分を補填する保険基盤安定の繰入金、職員給与費等の経費に係ります繰入金、出産育児一時金等に係ります繰入金、財政安定化支援事業に係ります繰入金、福祉医療によります医療費の波及増分に係りますその他一般会計繰入金がございます。

次に、項2 基金繰入金1,000円でございます。歳出予算の執行に伴い、財源の不足の際の対応のため、基金取り崩しの科目設定とするものでございます。

続きまして、款10 繰越金、項1 繰越金4,040万6,000円でございます。前年度比較3,135万5,000円でございます。繰越金により収支の均衡を図ったものでございます。

続きまして、款11 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料4,000円、項2 町預金利子1,000円、項3 雑入につきましては230万円、第三者行為の求償額等を計上しております。

以上、歳入の合計28億9,000万円でございます。

次に、1 ページにお戻りいただきまして、第2条でございます。

第2条の一時借入金でございますが、借り入れの最高額を1億円と定めるものでございます。

それから、次に、19ページからは給与費明細書が添付されておりますので、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、議第23号 平成31年度垂井町国民健康保険特別会計予算の補足説明でございます。

続きまして、議第30号 平成31年度垂井町後期高齢者医療特別会計の補足説明をさせていただきます。

紫色の表紙でございます。1 ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額を、それぞれ3億4,700万円と定めるものでございます。前年度比較500万円の増額でございます。

予算の概要につきまして、歳出から説明をさせていただきます。

歳入歳出予算、3 ページをお願いいたします。あわせまして、予算資料は9 ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費624万円でございます。前年度比較92万9,000円の減額ござい

ます。事務に従事する職員の人件費、被保険者証の更新等に係る経費を計上しております。

次に、項2 徴収費79万8,000円でございます。前年度比較2万2,000円の増額でございます。保険料の徴収に係ります経費を計上しております。

続きまして、款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金3億2,693万1,000円でございます。前年度比較473万5,000円の増額でございます。岐阜県後期高齢者医療広域連合へ納付するもので、保険料等の負担金、事務費負担金、健康診査等に係ります事業の負担金でございます。

続きまして、款3 保健事業費、項1 健康保持増進事業費1,083万円でございます。前年度比較27万6,000円の増額でございます。後期高齢者の健康診査、すこやか健診やさわやか口腔健診に係ります経費でございます。

続きまして、款4 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金22万円でございます。保険料の還付金でございます。前年と同額の予算計上をさせていただきました。

次に、項2 繰出金1,000円でございます。科目設定をお願いするものでございます。

続きまして、款5 予備費、項1 予備費198万円でございます。前年と比較しまして89万6,000円の増額でございます。

以上、歳出の合計3億4,700万円でございます。

続きまして、歳入でございます。

歳入歳出予算の2ページをお願いいたします。

款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料2億5,560万円でございます。前年度比較610万円の増額でございます。岐阜県後期高齢者医療広域連合に負担すべき保険料を予算計上しております。

続きまして、款2 使用料及び手数料、項1 手数料5万1,000円でございます。保険料に係ります督促手数料で、前年と同額を計上させていただきました。

続きまして、款3 後期高齢者医療広域連合支出金、項1 委託金1,090万3,000円でございます。前年度比較61万5,000円の増額でございます。岐阜県後期高齢者医療広域連合からの委託金でございます。すこやか健診等に係ります保健事業費委託金と保険料の還付に係ります償還金及び還付加算金委託金でございます。

続きまして、款4 繰入金、項1 一般会計繰入金7,831万6,000円でございます。前年度比較160万4,000円の減額でございます。一般会計から繰り入れるものでございまして、職員給与費等の経費に係ります事務費繰入金、保険料の軽減分で保険基盤安定制度として保険基盤安定繰入金、保健事業に係ります町負担分の保健事業費繰入金でございます。

続きまして、款5 繰越金、項1 繰越金212万7,000円でございます。前年度比較104万3,000円の増額でございます。前年度の繰越金でございます。

続きまして、款6 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料1,000円、項2 預金利子1,000円、項3 雑入1,000円、科目設定をお願いするものでございます。

以上、歳入の合計3億4,700万円でございます。

次に、予算書の12ページからは給与費明細書が添付されておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が議第30号 平成31年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明でございます。

住民課所管に係ります2つの特別会計の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 上下水道課長 立川昭雄君。

〔上下水道課長 立川昭雄君登壇〕

○上下水道課長（立川昭雄君） 私のほうからは、上下水道課が所管いたします3つの特別会計と企業会計の合わせて4件について補足説明をさせていただきます。

初めに、議第24号 平成31年度垂井町簡易水道特別会計予算について説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙でございます。1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,550万円と定めるものでございます。

簡易水道につきましては、常に安心・安全な水道水の安定供給に努め、施設管理に必要な経費を計上させていただきました。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

第1表、歳入歳出予算の3ページをお開きください。また、予算資料は6ページ上段でございます。あわせてごらん願います。

款1総務費、項1総務管理費は2,795万4,000円、前年度比578万1,000円の増でございます。人件費や事務的経費のほか、地方公営企業法の適用化に着手し、公営企業会計への移行に向けた基本計画策定に係る経費を計上しております。

次に、款2事業費、項1事業費は2,438万円、前年度比316万3,000円の減で計上しております。主に、北部浄水場の薬注配管更新工事、岩手地内の消火栓新設工事のほか、2つの簡易水道施設に係ります浄水処置及び維持管理に要する経費を計上しております。

次に、款4予備費、項1予備費ですが、316万5,000円を計上しております。

次に、款5災害復旧費、項1水道施設災害復旧費は1,000円を計上いたしました。

続きまして、歳入でございます。

2ページをお願いいたします。

款1分担金及び負担金、項1負担金で559万4,000円、前年度比133万3,000円の増でございます。新規の給水に伴う加入金、分水工事負担金などを見込み計上しております。

款2使用料及び手数料、項1使用料は4,547万2,000円、前年度比36万7,000円の増で、前年度までの使用実績に基づき算出したしました水道使用料でございます。

次に、項2手数料は2万2,000円、督促手数料などを見込んでおります。

続きまして、款3財産収入、項1財産運用収入は1万円、基金の利子収入を見込んでおりま

す。

次に、款 5 繰越金、項 1 繰越金は、前年度繰越金440万円を計上いたしました。

次に、款 6 諸収入、項 1 町預金利子及び項 2 の雑入は、それぞれ1,000円を計上しております。

以上、歳入歳出それぞれ5,550万円といたすもので、前年度比200万円の増でございます。

なお、12ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、お目通し願います。

以上が議第24号 平成31年度垂井町簡易水道特別会計予算でございます。

続きまして、議第25号 平成31年度垂井町公共下水道事業特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

水色の表紙でございます。1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億880万円と定めるものでございます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

第1表、歳入歳出予算の3ページをごらんください。また、予算資料は6ページ下段でございます。

款 1 公共下水道費、項 1 公共下水道費は5億1,442万9,000円、前年度比3億3,606万2,000円の減でございます。浄化センター汚泥棟増設工事が完了いたしましたことにより、事業費が減となったものでございます。平成31年度の公共下水道整備につきましては、垂井地区の梅谷川以东におきまして約11ヘクタールの面整備を実施する予定でございます。また、府中地区におきましての下水道整備に伴います詳細設計、地質調査のほか、浄化センターの汚水流入路の増加に対応するため、水処理施設の汚水ポンプ、放流ポンプの増設に係ります詳細設計、浄化センターの汚水処理、維持管理に要する経費などを計上しております。

次に、款 3 公債費、項 1 公債費は3億9,307万1,000円、前年度比452万9,000円の増でございます。平成30年度までの借り入れに対します元利償還金でございます。

次に、款 4 予備費、項 1 予備費は130万円を見込んでおります。

続きまして、歳入でございます。

2ページをごらんください。

款 1 分担金及び負担金、項 1 負担金で1,498万5,000円、こちらは下水道事業に係ります受益者負担金でございますが、30年度に面整備を実施していないため、新規の受益者が見込めていないことから、前年度比2,294万8,000円の減となったところでございます。

次に、款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料は2億1,214万1,000円、前年度比958万4,000円の増でございます。約3,930世帯分の下水道使用料を見込んでおります。

次に、項 2 手数料は20万9,000円、排水設備公認業者登録手数料及び督促手数料でございます。

続きまして、款 3 国庫支出金、項 1 国庫補助金は7,850万円で、平成31年度に実施いたします公共下水道事業の補助対象事業に対し、国からの補助金50%を受け入れるものでございます。

浄化センターの汚泥棟増設工事が完了したことによりまして、前年度比7,380万3,000円の減で計上しております。

次に、款4 県支出金、項1 県補助金は、前年同額の1,000円を計上しております。

次に、款6 繰入金、項1 他会計繰入金は4億6,676万3,000円で、前年度比8,497万8,000円の増でございます。一般会計からの繰り入れをお願いするものでございます。

次に、款7 繰越金、項1 繰越金は、前年度繰越金2,000万円を見込んでおります。

続きまして、款8 諸収入、項1 預金利子につきましては1,000円を計上し、項2 雑入につきましては500万円で、消費税還付金等を見込んでおります。

次に、款9 町債、項1 町債は1億1,120万円、前年度比3億3,300万円の減で、下水道事業債を見込んでおります。こちらにつきましては、公共下水道の整備に係ります起債対象事業費の95%相当につきましては起債を起こすものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ9億880万円といたすもので、前年度比3億3,120万円の減でございます。

それでは、1ページにお戻りください。

第2条で地方債について定めております。地方債発行につきましては、4ページ、第2表に掲げさせていただいております。

起債の目的は、公共下水道事業、限度額1億1,120万円、起債の方法は、証書借り入れ及び証券発行、利率は5%以内、償還の方法につきましては、借入先の融資条件によるものでございます。

1ページに戻っていただきまして、次に、第3条で、一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定により、借り入れの最高額を2億円と定めるものでございます。

また、15ページ以降に給与費明細書、地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上が議第25号 平成31年度垂井町公共下水道事業特別会計予算でございます。

続きまして、議第26号 平成31年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

オレンジ色の表紙でございます。1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,000万円と定めるものでございます。

農業集落排水事業につきましては、梅谷と伊吹、2つの農業集落排水処理施設に係ります汚水処理及び維持管理に要する経費を計上しております。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

第1表、歳入歳出予算の3ページをごらんください。また、予算資料は7ページ上段でございます。

款1 総務費、項1 総務管理費は54万1,000円、前年度比20万円の減でございます。事務的経費及び消費税を計上しております。

款 2 管理費、項 1 維持管理費は2,102万4,000円、前年度比 8 万8,000円の増でございます。
2つの処理施設に係ります汚水処理に要する経費と維持管理費を計上しております。

款 4 公債費、項 1 公債費は746万6,000円、前年度同額でございます。伊吹農業集落排水処理施設の建設時に借入れをいたしました建設資金の償還金でございます。

次に、款 5 予備費、項 1 予備費は96万9,000円を計上しております。

続きまして、2 ページ、歳入でございます。

款 1 分担金及び負担金、項 1 負担金は、前年同額の3,000円でございます。

款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料は1,046万9,000円、前年度比25万1,000円の減で、農業集落排水事業の処理世帯、158世帯分の使用料でございます。

項 2 手数料は1,000円で、督促手数料でございます。

次に、款 3 財産収入、項 1 財産運用収入は1,000円を見込んでおります。

次に、款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金は1,792万4,000円で、前年度比 4 万9,000円の減でございます。一般会計からの繰り入れをお願いするものでございます。

款 5 繰越金、項 1 繰越金は、前年度繰越金160万円を見込んでおります。

次に、款 6 諸収入、項 1 預金利子及び項 2 雑入は、それぞれ1,000円を計上いたしております。

以上、歳入歳出それぞれ3,000万円といたすもので、前年度同額でございます。

なお、10ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、お目通し願います。

以上が議第26号 平成31年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算でございます。

続きまして、議第31号 平成31年度垂井町水道事業会計予算の補足説明をさせていただきます。

黄色の表紙でございます。1 ページをごらんください。

第 2 条で業務の予定量を明記しております。給水件数8,967件、年間総配水量は337万5,000立方メートル、1日平均配水量は9,220立方メートルを見込んでおります。主要な建設改良事業といたしまして、施設改良事業では、公共下水道事業に伴う配水管布設がえ工事のほか、老朽化に伴います配水管の布設がえ工事などを計上しております。また、相川左岸地域施設改良事業では、第 1 水源地場内整備工事、相川左岸低区送・配水管布設工事を計上しております。

第 3 条で収益的収入及び支出の予定額を定めております。

初めに、収入予定額でございます。

第 1 款水道事業収益といたしまして 4 億3,196万8,000円、前年度比392万7,000円の減でございます。内訳といたしましては、第 1 項営業収益は 3 億9,505万3,000円、前年度比1,022万円の増で、前年までの使用実績に基づき算出した水道使用料などを見込んでおります。

また、第 2 項営業外収益は3,691万4,000円、前年度比1,414万8,000円の減でございます。長期前受金戻入などを見込んでおります。資本的支出の工事費等が減少したことにより、これま

で消費税の還付を受けておりましたが、納税となったため減となったものでございます。

次に、第3項特別利益といたしまして、1,000円を計上いたしました。

続きまして、支出予定額でございます。

第1款水道事業費用といたしまして4億2,643万2,000円、前年度比1億359万5,000円の減でございます。内訳としましては、第1項営業費用が3億7,265万1,000円、人件費を含む浄水処理及び維持管理に要する費用を計上しております。前年度、第1水源地の旧管理棟など、固定資産の除却が完了いたしましたため、資産減耗費が減少し、前年度比1億828万6,000円の減となりました。

次に、第2項営業外費用といたしましては、企業債償還利息などで5,028万1,000円、前年度比435万4,000円の増でございます。

次に、第3項特別損失といたしまして29万1,000円を計上いたしました。宅内漏水の減免などの過年度収益を減額処理するため、前年度の実績に基づき算出し計上しております。

次に、第4項予備費は320万9,000円を計上いたしております。

続きまして、第4条で資本的収入及び支出の予定額を定めております。

第1款資本的収入といたしましては9,824万9,000円、前年度比1億734万円の減でございます。相川左岸地域施設改良事業の事業費が減少したことで、31年度は企業債を見込んでおりませんので、減額となったところでございます。

資本的収入の内訳といたしまして、第1項加入金は、新規給水加入金として501万6,000円、第2項工事負担金は、公道分工事費用負担金として600万円、第3項他会計負担金では、公共下水道事業に伴います布設がえ工事負担金、消火栓新設工事負担金などで8,723万3,000円を計上いたしました。

次に、2ページへ移っていただきまして、支出予定額でございます。

第1款資本的支出といたしまして3億956万8,000円、前年度比9,740万5,000円の減でございます。内訳といたしまして、第1項建設改良費では、相川左岸地域施設改良事業といたしまして、第1水源地場内整備工事、相川左岸低区送・配水管布設工事を計上いたしました。そのほか、公共下水道事業に伴う配水管布設がえ工事、配水管網の整備更新工事などで2億3,118万4,000円、第2項企業債償還金で7,838万3,000円、第4項返還金で1,000円を計上いたしました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,131万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億1,131万9,000円で補填するものでございます。

次に、第5条で一時借入金の限度額を1,000万円と定めるものでございます。

第6条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費といたしまして、職員給与費を3,151万1,000円と定めるものでございます。

第7条では、棚卸資産の購入限度額を1,272万5,000円と定めるものでございます。

なお、14ページ以降にキャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、貸借対照表、損益計算書などを添付しておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

以上、上下水道課所管に係ります特別会計等の予算につきましての補足説明とさせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 藤塚康孝君。

〔健康福祉課長 藤塚康孝君登壇〕

○健康福祉課長（藤塚康孝君） それでは、健康福祉課所管に係ります議第27号、28号、29号の平成31年度特別会計予算3件の補足説明をさせていただきます。

初めに、議第27号 平成31年度不破郡介護認定審査会特別会計予算、緑色の表紙でございます。

では、1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,430万円と定めるもので、前年度と比較しまして280万円の増額となりました。

それでは、第1表の歳入歳出予算で説明をさせていただきます。

初めに、歳出から説明させていただきますので、3ページをごらん願います。予算資料につきましては7ページの下段になりますので、参考にごらんいただきたいと思います。

款1 認定審査費、項1 認定審査費1,422万4,000円ですが、前年度と比較しまして286万円の増額でございます。こちらは認定審査委員の報酬及び職員の人件費などを計上しています。今回の増額は、職員の人件費によるものでございます。

次に、款2 予備費、項1 予備費は7万6,000円を計上しました。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入でございますが、2ページをごらんいただきたいと思います。

款1 分担金及び負担金、項1 負担金の458万2,000円でございますが、前年度と比較しまして91万円の増額でございます。当審査会につきましては、関ヶ原町と共同で設置し、運営を行っておりますので、ここで関ヶ原町の負担分を計上しております。なお、負担割合につきましては、支出見込み額に対しまして平等割分30%と人口割分70%と定めまして、65歳以上の方の人口比率により関ヶ原町分を計上しております。

次に、款3 繰入金、項1 他会計繰入金の951万7,000円でございますが、前年度と比較しまして189万円の増額でございます。これは垂井町の負担分で、一般会計からの繰り入れをお願いするものでございます。

次に、款4 繰越金、項1 繰越金は前年度繰越金で、20万円を計上いたしました。

次に、款5 諸収入、項1 町預金利子は1,000円を計上しました。

以上が歳入でございます。

なお、8ページ以降に給与費明細書をつけておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が議第27号 平成31年度不破郡介護認定審査会特別会計の予算でございます。

続きまして、議第28号 平成31年度垂井町介護保険特別会計予算ですが、こちらは濃いピンク色の表紙でございます。

では、1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億6,740万円と定めるもので、前年度と比較しまして3,640万円、約1.5%の増加でございます。

それでは、第1表の歳入歳出予算で説明をさせていただきます。

初めに歳出から説明をさせていただきますので、4ページをごらん願います。予算資料につきましては8ページ上段になりますので、参考にごらんいただきたいと思います。

初めに、款1総務費、項1総務管理費の2,350万5,000円ですが、前年度と比較しまして589万6,000円の減額でございます。こちらは介護保険特別会計を管理する諸経費で、職員の人件費及び事務費などですが、減額の理由につきましては、担当職員の人件費によるものでございます。

次に、項2徴収費の51万9,000円ですが、前年度と比較しまして3万8,000円の増額でございます。こちらでは納付書の印刷や郵送料を計上しています。

次に、項3認定審査費の1,048万8,000円でございます。前年度と比較しまして9万8,000円の増額でございます。こちらは、主治医意見書の作成等手数料や介護事業所への介護認定調査委託料などを計上しています。

続きまして、款2保険給付費ですが、6つの項の合計が23億4,919万円と大きな金額となっています。前年度と比較しまして4,902万円の増額で、これは高齢者数の増加に伴い、介護認定者数も増加することが見込まれることから、給付費が増加するものと考えたものでございます。

初めに、項1介護サービス等諸費の21億7,872万円ですが、前年度と比較しまして5,002万円の増額でございます。こちらは居宅介護サービス、施設介護サービスなどに係る給付費を計上しております。

次に、項2介護予防サービス等諸費の2,662万円ですが、前年度と比較しまして170万円の増額でございます。こちらは、要支援の方が受けるサービスなどに係る予防の給付費でございます。

次に、項3サービス給付費諸費の205万円ですが、前年度と同額でございます。こちらは、国保連合会への審査支払手数料を計上しております。

次に、項4高額介護サービス等費の4,820万円ですが、前年度と比較しまして270万円の減額でございます。こちらは同じ月に利用した介護サービス費が高額となった場合、上限額を超えた分について支給するものでございます。

次に、項5特定入所者介護サービス等費の8,510万円でございますけれども、前年度と同額でございます。こちらは、施設サービスを利用した場合、サービス費用の自己負担のほかに、居住費、食料費等が自己負担となるわけでございますけれども、所得及び資産が少ない方の施設利用が困難にならないよう、住居費や食費につきまして負担限度額を超えた分の納付を行うものでございます。

次に、項 6 高額医療合算介護サービス等費の850万円でございますけれども、前年度と同額でございます。こちらは、介護保険、医療保険の両方の利用負担が高額となった場合、年間の自己負担額を換算して限度額を超えた部分について給付をするものでございます。

次に、款 3 財政安定化基金拠出金、項 1 財政安定化基金拠出金の1,000円ですが、こちらは県への拠出金でございます。

次に、款 4 地域支援事業費ですが、3つの項の合計が4,313万6,000円で、前年度と比較しまして599万9,000円の減額でございます。

項 1 一般介護予防事業費ですが、528万4,000円を計上し、前年度と比較しまして27万7,000円の増額でございます。こちらは、介護が必要とならないよう、介護予防を目的とした事業を行う経費でございます。

次に、項 2 包括的支援事業・任意事業費の1,037万6,000円ですが、前年度と比較しまして47万3,000円の増額となりました。こちらは、権利擁護事業や包括的・継続的ケアマネジメント及び任意事業などの経費を計上しております。

次に、項 3 介護予防・生活支援サービス事業費ですが、2,747万6,000円で、前年度と比較しまして674万9,000円の減額でございます。こちらは、要支援の方の介護予防訪問型サービスと通所型サービス、また介護予防ケアマネジメント委託料を計上しております。

次に、款 5 基金積立金、項 1 基金積立金の9,000円ですが、こちらは介護保険基金の利子分でございます。

次に、款 6 予備費、項 1 予備費は3,000万円を計上いたしました。

次に、款 7 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金は1,055万1,000円を計上いたしました。

次に、項 2 繰出金の1,000円ですが、こちらは過年度分の繰り入れの精算をするため、一般会計に繰り出すための科目設定でございます。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入でございますけれども、2ページをごらんいただきたいと思います。

歳入につきましては、基本的に国、県、町、被保険者などにおける負担につきましては、それぞれ割合が定まっておりますので、ルールに従いまして計上しております。

初めに、款 1 保険料、項 1 介護保険料の5億7,460万1,000円でございますけれども、前年度と比較しまして739万9,000円の減額でございます。こちらは第1号被保険者の介護保険料で、給付費総額と地域支援事業費の23%相当分でございます。減額の理由につきましては、介護保険料軽減強化の影響によるものでございます。

次に、款 3 使用料及び手数料、項 2 手数料の3万6,000円につきましては、前年度と同額です。こちらは督促手数料を計上しております。

次に、款 4 国庫支出金、項 1 国庫負担金の4億1,651万7,000円でございますが、前年度と比較しまして959万2,000円の増額でございます。こちらは介護保険給付費国庫負担金で、国の負担割合といたしまして、居宅介護給付費の20%と施設給付費の15%相当分を国が負担するもの

でございます。

次に、項2 国庫補助金の8,382万5,000円ですが、前年度と比較しまして119万6,000円の増額でございます。こちらは、調整交付金の介護給付費総額の3%相当分と、地域支援事業に係る事業費の総合事業分の20%と包括的支援任意事業分の38.5%相当分及び高齢者の自立支援重度化防止等に必要な取り組みのために交付される保険者機能強化推進交付金を計上しております。

次に、款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金の6億4,312万8,000円ですが、前年度と比較しまして1,148万7,000円の増額でございます。こちらは第2号被保険者の保険料に当たる部分で、介護給付費総額と地域支援事業費の27%相当分を計上しております。

次に、款6 県支出金、項1 県負担金の3億4,697万2,000円ですが、前年度と比較しまして634万円の増額でございます。こちらは介護給付費県負担金で、県の負担割合といたしまして、居宅介護給付費の12.5%と施設給付費の17.5%相当分を計上しております。

次に、項2 財政安定化基金支出金の1,000円は、前年度と同額でございます。

次に、項3 県補助金609万4,000円でございますけれども、前年度と比較しまして71万8,000円の減額でございます。こちらは、地域支援事業費の県交付金としまして、介護予防分12.5%と包括的支援任意事業分19.25%相当分を計上しております。

次に、項4 委託金の1,000円は、前年度と同額でございます。

続きまして、款7 財産収入、項1 財産運用収入の9,000円ですが、こちらは基金の利子を計上しています。

次に、款9 繰入金、項1 一般会計繰入金は3億4,146万4,000円で、前年度と比較しまして1,008万5,000円の増額でございます。こちらは一般会計からの繰入金で、介護給付費の繰入金として介護給付費の12.5%相当分、町負担分の2億9,365万円を初め、事務費繰入金、地域支援事業分繰入金、低所得者保険料軽減分繰入金をそれぞれ計上しております。

次に、項2 基金繰入金は1,000円を計上しました。

次に、款10繰越金、項1 繰越金の前年度繰越金は4,988万1,000円を計上しました。

次に、款11の諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料の2,000円と項2の預金利子1,000円をそれぞれ計上しました。

次に、項3 雑入の486万6,000円でございますけれども、前年度と比較しまして138万9,000円減額でございます。こちらは、介護予防サービス計画費に係る収入などでございます。

次に、款12町債、3ページになりますが、項1 財政安定化基金貸付金に1,000円を計上いたしました。

以上が歳入でございます。

1ページにお戻りください。

第2条では、一時借入金の借入最高額を5,000万円と定めるものでございます。

なお、23ページ以降に給与費明細書をつけていますので、お目通しをお願いいたします。

以上が議第28号 平成31年度垂井町介護保険特別会計予算でございます。

続きまして、議第29号 平成31年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算でございます。こちらは肌色の表紙になります。

では、1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ107万円と定めるもので、前年度と同額でございます。

それでは、第1表の歳入歳出予算で説明をさせていただきます。

初めに歳出から説明させていただきますので、3ページをごらん願います。予算資料につきましては9ページの上段になりますので、参考にごらんいただきたいと思います。

それでは、款1 認定審査費、項1 認定審査費の107万円ですが、前年度と同額で、こちらは認定審査委員の報酬と事務費を計上しています。

次に、歳入でございますが、2ページをごらんいただきたいと思います。

款1 分担金及び負担金、項1 負担金の32万4,000円でございますが、前年度と比較しまして5,000円の増額でございます。当審査会につきましては、関ヶ原町と共同で設置し、運営を行っていますので、ここで関ヶ原町の負担分を計上しております。負担割合につきましては、支出見込み額に対しまして平等割分30%と人口割分70%と定めまして、支出見込み額に対しまして障害者手帳の所持者の割合で関ヶ原町分を計上しております。

続きまして、款3の繰入金、項1 他会計繰入金72万2,000円でございますが、前年度と比較しまして1万3,000円の増額でございます。こちらは垂井町の負担分で、一般会計からの繰り入れをお願いするものでございます。

続きまして、款4 繰越金、項1 繰越金の2万4,000円でございます。こちらは前年度繰越金でございます。

以上が歳入でございます。

なお、8ページに給与費明細書をつけておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が議第29号 平成31年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算でございます。

以上、健康福祉課所管に係ります議第27号、28号、29号の平成31年度特別会計予算3件に係ります補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第22号 平成31年度垂井町一般会計予算から議第31号 平成31年度垂井町水道事業会計予算までは、12人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は、12人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長を除く全議員12名を指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議長を除く全議員12名の諸君を予算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午前11時51分 再開

○議長（角田 寛君） 再開いたします。

休憩中に予算審査特別委員会が開かれ、委員長に若山隆史君、副委員長に中村ひとみ君が互選されましたので、報告いたしておきます。

しばらく休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午前11時52分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（角田 寛君） 再開いたします。

-
- 日程第3
- 議第4号 垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
 - 議第5号 垂井町犯罪被害者等支援条例の制定について
 - 議第6号 垂井町内部組織設置条例の一部改正について
 - 議第7号 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
 - 議第8号 垂井町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
 - 議第9号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について
 - 議第10号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正について
 - 議第11号 垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 - 議第12号 垂井町一般廃棄物処理施設設置条例の一部改正について
 - 議第13号 垂井町介護保険条例の一部改正について
 - 議第14号 垂井町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 議第15号 垂井町朝倉運動公園諸施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第16号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 議第17号 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正について
- 議第19号 土地の無償譲渡について
- 議第20号 町道路線の認定について
- 議第21号 指定管理者の指定について

○議長（角田 寛君） 日程第3、議第4号 垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてから議第17号 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正についてまで及び議第19号 土地の無償譲渡についてから議第21号 指定管理者の指定についてまでを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第4号から議第17号までと、議第19号から議第21号までを一括して提案理由を御説明申し上げます。

まず議第4号 垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定につきましては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、職員の任期を定めた採用及び給与の特例等に関し必要事項を定めた条例を制定するものでございます。

議第5号 垂井町犯罪被害者等支援条例の制定につきましては、犯罪被害者等基本法に基づき犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにし、町の施策の基本となる事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

議第6号 垂井町内部組織設置条例の一部改正につきましては、新たに子育て推進課を設置し、現在健康福祉課の子育て支援係で行っている業務を関係する課を連携させ、子育てに係る施策をより総合的に推進するため、所要の改正を行うものでございます。

議第7号 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行により、国に準じ時間外勤務に関し必要な事項を定められるよう所要の改正を行うものであります。

議第8号 垂井町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正、また議第11号 垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、そして議第12号 垂井町一般廃棄物処理施設設置条例の一部改正につきましては、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議第9号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正につきましては、学

校、幼稚園、保育園及びこども園の医師と薬剤師の報酬を見直すため、所要の改正を行うものでございます。

議第10号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正につきましては、児童扶養手当法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第13号 垂井町介護保険条例の一部改正につきましては、本年10月の消費税10%引き上げにあわせて介護保険法施行令の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議第14号 垂井町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第15号 垂井町朝倉運動公園諸施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、朝倉運動公園諸施設の利便性向上を目的とし開場時間等を見直すため、所要の改正を行うものでございます。

議第16号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律等が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議第17号 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正につきましては、学校教育法の一部を改正する法律及び技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第19号 土地の無償譲渡につきましては、町有地をユニチカ株式会社に譲渡するに当たり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議第20号 町道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、町道2路線を認定するものでございます。

最後に、議第21号 指定管理者の指定につきましては、垂井町デイサービスセンターの管理を行わせる指定管理者について指定するものでございます。

以上、細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） 私からは、議第4号及び議第6号から9号までについて、補足説明をさせていただきます。

議第4号 垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてでございますが、議案書をごらんください。

地方分権の進展に伴い、多様な任用、勤務形態を活用できるようにするため、平成14年に地方公務員法の特例法として地方公共団体における一般職の任期付職員の採用に関する法律が制定され、条例で定める場合において本格的業務の職に任期を定めた職員を採用することができ

ることとなりました。複雑・高度化する行政課題や災害対応も含め、緊急課題などに速やかに対応していくため、法律に基づき任期付職員の採用制度を導入するため、本条例を制定するものでございます。

それでは、条文について御説明をさせていただきます。

垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例でございます。

第1条、趣旨でございますが、この条例は任期付職員法の規定に基づき、任期付職員の採用、給与の特例に関し定めるものでございます。

第2条、職員の任期を定めた採用についてでございますが、第1項では行政内部では得がたいような高度な専門知識、識見を有する者を選考により採用するための規定でございます。

第2項では、専門的知識、経験を有する者を選考により任期を定めて採用できる旨を定めるものでございますが、その採用できる理由として、第1号では一定期間専門職の確保が困難なとき、第2号では急速に進歩する技術等に専門的な知識等が一定期間必要な場合、第3号では専門知識を持つ職員を一定期間他の業務に従事させる必要があり、他の職員で専門知識等が必要な業務の適任者を確保できないとき、第4号では公務外で得られる専門的な知識・経験を有効に活用することが一定期間必要な場合でございます。

第3条第1項は、第1号の規定の期間内に終了することが見込まれる業務、または第2号の一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務について、公務の能率的運営を確保するために必要な場合、任期を定めて対応することができる規定でございます。

第2項は、任期の定めのない職員を第1項各号に定める業務に従事させる必要がある場合に当該任期の定めがない職員が行っていた業務に任期付職員を採用することができる規定でございます。

第4条第1項は、先ほど御説明いたしました第3条第1項に定める業務について必要な場合、第2項は繁忙期における提供体制の充実などのために必要な場合、第3項は介護休暇、部分休業の承認により、職員が勤務しない時間について必要な場合に短時間勤務の任期付職員を採用することができる規定でございます。

第5条、任期の特例ですが、第3条、第4条による職員の任期は法第6条第2項で原則3年、特に必要な場合で条例で定める場合は5年とされており、その条例で定める場合として業務の終了見込みが延長された場合、その他やむを得ない事情がある場合で採用の趣旨に反しない場合、任命権者が必要と認める場合とするものでございます。

第6条、任期の更新の規定です。任期の更新をする場合は、あらかじめ本人の同意を必要とするという規定でございます。

第7条、給与の特例の規定でございますが、第2条第1項の高度の専門職員、特定任期付職員とありますが、特定任期付職員の給与の特例を定める規定でございます。

第1項では、特定任期付職員の給料表を7ページにあります別表のように定めるものでございます。

第2項では、特定任期付職員の知識・経験、従事する業務の困難度などにより決定する給料の号給の基準について、第1号から第5号のように定めるものでございます。

第3項では給料表の号給によりがたい場合は、5号給の額に5号給と4号給の差額に整数を乗じた額を加えた額とすることができるもの、第4項は特に顕著な業績を上げた場合は給料月額相当の額を業績手当として支給できるもの、第5項は給与の決定等は予算の範囲内とする規定でございます。

第8条、給与条例の適用除外ですが、第1項は、特定任期付職員に対しては垂井町職員の給与に関する条例で定める給料表、給料の級の決定、昇給、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、管理職手当、時間外・休日・夜間勤務手当、勤勉手当の規定は適用しないとするもの、第2項は、管理職員特別勤務手当に関し特定任期付職員を含むこととするもの及び期末手当の割合については100分の167.5とする規定でございます。

第9条は規則への委任規定でございます。

附則といたしまして、施行期日ですが、平成31年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項以降は、任期付職員の採用条例の制定に伴い影響するほかの条例についての改正規定ですが、新旧対照表もあわせてごらんください。

第2項、垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正ですが、任期付短時間勤務職員の1週間の勤務時間の規定について、再任用短時間勤務職員と同様の扱いとするために改正するものでございます。

第3項は、垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正ですが、育児休業をすることができない職員の規定に介護休暇や育児部分休業に伴い採用した任期付短時間勤務職員、第4条第3項の職員ですが、これを加えるものでございます。

第4項は、垂井町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。給与条例第5条第3項では任期付短時間勤務職員の給料の額の算出方法について、育児短時間勤務職員と同様とするため改正するものでございます。給与条例第20条の3については、給与条例の一部を適用除外とする規定ですが、任期付短時間勤務職員について整理するものでございます。

第5項は、垂井町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございますが、手当の種類として第2条第3項に特定任期付企業職員業績手当を加えるもの、第12条の2では管理職員特別勤務手当の対象に特定任期付企業職員を加えるものでございます。また、第14条の次に14条の2として特定任期付職員業績手当についての規定を加え、第18条は任期付職員や特定任期付職員等の給与の適用除外について整理、規定するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、議第6号 垂井町内部組織設置条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案書及び新旧対照表5ページから6ページをごらんください。

本案は、平成31年4月1日から、現在、健康福祉課内の子育て支援係を課として独立させ、

第6次総合計画にも掲げておりますとおり、安心して妊娠・出産でき、子供の個性を大切にしながら親が喜びに満ちて子育てができるよう、妊娠前から子育てまでを包括的、継続的に支援できる体制を整えるために改正を行うものでございます。

第1条は、設置に関する規定でございます。町長の直下位の内部組織ですが、制定以来組織の表示がなかったため、改めて組織の名称を入れ、第5号に新しく設置する子育て推進課を加え整理するものでございます。

第2条は、分掌事務に関する規定でございます。新しく設置する子育て推進課の分掌事務は子ども・子育て施策の総合的な推進に関することと、子育て支援に関することとするものでございます。

附則第1項では、施行期日を平成31年4月1日とし、第2項では、垂井町子ども・子育て会議条例の一部改正につきまして、第7条中の「健康福祉課」を「子育て推進課」に改め、第3項では、垂井町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部改正につきまして、第3条中、健康福祉課を子育て推進課に改めるものでございます。

以上、議第6号 垂井町内部組織設置条例の一部改正についての補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議第7号 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案書及び新旧対照表7ページから8ページをごらんください。

本案は、時間外勤務の上限の設定等について民間労働法制の改正を踏まえ、国家公務員においても人事院規則が改正され本年4月から施行されることから、国家公務員の改正を踏まえた対応をするため、条例において規則への委任規定を設け、超過勤務命令の上限を1カ月45時間、1年306時間を限度とすることなどについて規定するものでございます。

それでは、条文について御説明をさせていただきます。

第8条、正規の勤務時間以外の時間における勤務、いわゆる時間外勤務に関する規定ですが、第3項として、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項について町の規則で定める旨の規定を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議第8号 垂井町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案書及び新旧対照表8ページをごらんになっていただきたいと思います。

この条例改正につきましては、平成31年4月施行となる学校教育法の改正により、新たな学校として専門職大学の規定が加わることから、項ずれが生じたため改正するものでございます。

それでは、条文について御説明をさせていただきます。

第4条、大学等教育施設に関する規定ですが、第2号中「第104条第4項第2号」を「第104

条第7項第2号」に改めるものでございます。

附則といたしまして、第1項、施行期日の規定ですが、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

第2項、経過措置は、改正前の学校教育法の規定による大学教育施設についての経過措置の規定でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議第9号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案書及び新旧対照表9ページをごらんください。

本案は、学校、幼稚園、保育園及びこども園の医師と薬剤師に対する報酬の増額をするものでございます。

これは学校の医師及び薬剤師の報酬を地方交付税の報酬単価に合わせ、保育園、幼稚園及びこども園の医師の報酬を学校の医師に準じるものでございます。また、幼稚園の薬剤師は幼稚園児の人数や施設規模を勘案して、学校の薬剤師の2分の1の額とするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

第1条は、報酬の支給の範囲並びに額に関する規定でございます。

第42号、地方公務員法第3条第3項第3号に該当する職のうち、今後順次進めます幼保一元化を考慮し、「イ、幼稚園の医師」を「イ、保育園、幼稚園及びこども園の医師」に、「カ、幼稚園の薬剤師」を「オ、幼稚園及びこども園の薬剤師」と整理いたします。それにより「ウ、保育園の医師」を削除し、以下を1つずつ繰り上げるものでございます。

それぞれの年額につきましては別表第39号で、ア、学校の医師とイ、保育園、幼稚園及びこども園の医師を年額21万円に、エ、学校の薬剤師は年額14万5,000円、オ、幼稚園及びこども園（幼稚園部）の薬剤師を年額7万2,500円とするものでございます。

附則といたしまして、施行期日の規定ですが、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 企画調整課長 木下誠司君。

〔企画調整課長 木下誠司君登壇〕

○企画調整課長（木下誠司君） 私からは企画調整課所管に係ります議第5号及び議第16号につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、議第5号 垂井町犯罪被害者等支援条例の制定について補足説明をさせていただきます。

ます。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に、平成16年に犯罪被害者等基本法が制定されました。その第5条では、地方公共団体の責務といたしまして、犯罪被害者等の支援等に関し、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を要するとされているところであります。犯罪被害者等にとって市町村は最も身近な行政機関であり、相談窓口であります。また、誰もが犯罪に巻き込まれる可能性がある現在、犯罪被害者等を我がことと考え犯罪被害者等への支援を充実させることが、ひいては町民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現につながるものであります。このような観点から、今般、条例の制定をお願いします。

それでは、条例の内容につきまして説明をさせていただきます。

議案書をごらんください。

第1条は、目的規定であります。この条例は、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、及び犯罪被害者等の権利利益を保護し、もって町民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的としております。

第2条は、定義規定であります。犯罪等、犯罪被害者等、二次的被害、事業者、関係機関等につきまして、それぞれ定義をしております。

第3条では、犯罪被害者等の支援に関します基本理念を定めております。犯罪被害者等の支援において、第1項では、犯罪被害者等の人としての尊厳が重んじられるよう配慮して行われなければならないこと、第2項では、適切に途切れることなく行われなければならないことといたしております。また、第3項では、町、町民、事業者、関係機関等は特に二次的被害の防止に最大限の配慮をしなければならない旨定めております。

第4条から第6条におきましては、町、町民、事業者、それぞれの責務について規定しております。

第4条では、町の責務を定めております。第1項では、犯罪被害者等を支援するための施策を策定し実施しなければならない旨、第2項では、関係機関等と連携し協力しなければならない旨を定めております。

第5条では、町民の責務を定めております。第1項では、犯罪被害者等の心情を尊重し、地域社会で孤立させないよう努めなければならない旨、第2項では、町が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない旨を定めております。

第6条では、事業者の責務を定めております。第1項では、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分に配慮するよう努めなければならない旨、第2項では、町が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない旨、定めております。

次に、第7条から第10条までは、犯罪被害者等を支援するための町の施策を定めております。

第7条では、相談及び情報の提供等について定めております。第1項では、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う旨、第2項では、相

談及び情報の提供等を総合的に行うための窓口を設置する旨、定めております。

第8条では、経済的負担の軽減について定めております。第1項では、犯罪等により受けた被害に係る経済的負担の軽減を図るため支援金の支給等必要な施策を講じる旨、第2項では、犯罪被害者等の支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとしております。

第9条では、犯罪被害者等の支援に関する事項について理解を深めるための広報及び啓発を行うものとしております。

第10条では、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための必要な施策を講ずるものとしております。

第11条は、規則への委任規定であります。

次に、附則であります。この条例の施行期日を平成31年4月1日といたしております。

以上、議第5号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第16号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

このほど災害弔慰金の支給等に関する及び同法施行令の一部が改正され、災害援護資金の貸し付けにつきまして3点変更がありました。

1点目、貸付利率につきまして、改正前におきましては一律年3%とされておりましたが、市中金利の動向を踏まえ、市町村の政策判断に基づき低い利率での貸し付けを可能とするため、貸付利率が年3%以内で条例で定めるとされました。

また2点目としまして、償還方法について月賦償還が追加されました。

また3点目として、保証人に関する規定が削除され、保証人を付すかどうかにつきましては市町村の判断で条例で定めることとされました。

以上のような法令の改正点を踏まえまして、関連する条例の規定について所要の改正をお願いするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして説明をさせていただきます。

議案書とあわせまして、新旧対照表の22ページをごらんください。

定義規定であります第2条の改正規定につきましては、文言の整理を行うものであります。

災害援護資金の貸付利率を規定しております第14条の改正規定につきましては、「年3%」を「年3%以内で規則で定める率」に改めるものであります。

償還等について規定しております第15条第1項の改正規定につきましては、償還方法に月賦償還を追加し、また同条第3項の改正規定につきましては、保証人を付さないこととするため「保証人」の文言を削るものであります。また、引用する政令の改正によりまして引用条項にずれが生じたため、所要の整備を行うものであります。

次に、附則であります。第1項で、この条例の施行期日を平成31年4月1日といたしております。

また、第2項では経過措置といたしまして、この条例による改正後の規定については、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けたものについて適用する旨定めております。

以上、企画調整課所管に係ります議第5号及び議第16号についての補足説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 藤塚康孝君。

〔健康福祉課長 藤塚康孝君登壇〕

○健康福祉課長（藤塚康孝君） それでは、健康福祉課所管に係ります議第10号、11号、13号、21号の4件について補足説明させていただきます。

初めに、議第10号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表につきましては、10ページをごらんいただきたいと思います。

今回の改正は、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律により、児童扶養手当法が一部改正されたことに伴いまして条例の一部を改正するものでございます。

母子及び父子家庭等に対する福祉医療費の助成制度は、児童扶養手当の制度を基本としており、今回の法改正におきまして児童扶養手当の現況届に基づき、支給額の適用期日の終期が7月から10月に見直されたことに伴いまして、岐阜県では母子家庭及び父子家庭の医療費受給者証の有効期間の終期を現行の9月末から10月末へと変更することとし、これにより前々年の所得による制限の対象となる期間の終期も9月までから10月までに見直されたことから、条例の一部改正をお願いするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして説明させていただきます。

初めに第2条第1項第2号では、重度心身障がい者の定義について定めており、同号イにおきまして療育手帳に関する引用について、今回改正に合わせて字句の整理をするものでございます。

第2条第1項第3号では、母子家庭等の母及び児童の定義について定めており、同号アにおきまして前々年の所得による所得制限の対象となる期間の終期を現行の「9月」から「10月」に改めるものでございます。

また、同項第4号アの父子家庭の父及び児童に関する規定につきましても、同様に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成31年10月1日から施行するものでございます。

続きまして、議第11号 垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表につきましては、12ページをごらんいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、学校教育法の一部を改正する法律によりまして専門職大学の制度が創設されました。これにより厚生労働省令放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する

る基準が一部改正され、放課後児童支援員の資格要件が拡大されたため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容につきまして説明させていただきます。

第11条第3項第5号につきましては、放課後児童支援員の資格要件のうち、学校教育法の規定による大学において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者に、当該学科または当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含むこととするため、改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この改正条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議第13号 垂井町介護保険条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表につきましては、14ページをごらんいただきたいと思います。

本町では、平成26年に制定されました地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、介護保険法の改正により消費税を財源とした低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みを設け、所得段階第1段階に該当する方に対し、介護保険料の賦課軽減を実施してきたところでございます。

今回の改正は、消費税が10%に引き上げられることに伴いさらなる軽減強化を実施するもので、所得段階第1段階に該当する方の軽減幅を広げるとともに、第2段階と第3段階に該当する方につきましても新たに負荷軽減の対象とするものでございます。

それでは、改正内容につきまして説明をさせていただきます。

第2条につきましては保険料率について定めており、第2項は所得の少ない第1号被保険者のうち、第1段階に該当する方の減額賦課について定めるもので、対象期間を平成31年度から平成32年度に改め、各年度の保険料率を第1項の規定にかかわらず2万6,100円に軽減するものでございます。

また、同条の次に2項を加え、第3項につきましては第2項の規定を準用して、所得の少ない第1号被保険者のうち第2段階に該当する方の軽減賦課について定めるもので、平成31年度から32年度の期間において各年度の保険料率を第1項の規定にかかわらず3万6,540円に軽減するものでございます。

次に、第4項につきましては第2項の規定を準用して、所得の少ない第1号被保険者のうち第3段階に該当する方の減額賦課についても定めるもので、平成31年度から平成32年度の期間において各年度の保険料率を第1項の規定にかかわらず5万460円に軽減するものでございます。

続きまして附則でございますが、施行期日といたしまして、この条例は規則で定める日から施行するものでございます。

また、経過措置としまして、改正後の垂井町介護保険条例第2条の規定は平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料につきましては従前の例によるものとしております。

続きまして、議第21号でございます。指定管理者の指定につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の指定管理者の指定の議決をお願いする施設につきましては、垂井町デイサービスセンターでございます。現在、社会福祉法人垂井町社会福祉協議会に管理の指定をしているところでございます。

垂井町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第3条の規定に基づき、平成31年2月13日付で社会福祉法人垂井町社会福祉協議会会長 三浦高雄より、垂井町デイサービスセンターに対しまして指定管理者の指定の申請書が提出されました。

指定管理者となります社会福祉法人垂井町社会福祉協議会は、当該施設の管理におきまして平成18年度から13年間にわたり受託をしてきた実績とともに、現在まで適切に管理運営を行っており、引き続き業務を実施させることにより、当該施設に係る安定した行政サービスの提供と事業効果等が相当期待できることから選定したところでございます。

指定の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間といたします。

よって、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、健康福祉課所管に係ります議第10号、11号、13号、21号の4件についての補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 住民課長 北村嘉彦君。

〔住民課長 北村嘉彦君登壇〕

○住民課長（北村嘉彦君） 私からは、議第12号 垂井町一般廃棄物処理施設設置条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、学校教育法の一部を改正する法律の施行により、専門職大学の制度が設けられ、専門職大学の前期課程を修了した者は短期大学を卒業した者に相当することとされたことに伴い、一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格要件に専門職大学に関する文言を加えるものでございます。

それでは、改正条例の中身に入らせていただきます。

条例にあわせまして新旧対照表の13ページをごらんください。

第6条は技術管理者の資格を規定しております。第6号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加え、同条第7号も同様に「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加えるものでございます。

附則といたしまして、施行期日を平成31年4月1日とするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 上下水道課長 立川昭雄君。

〔上下水道課長 立川昭雄君登壇〕

○上下水道課長（立川昭雄君） 私のほうからは、上下水道課の所管に係ります議第14号及び議第17号について補足説明をさせていただきます。

初めに、議第14号 垂井町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。

お手持ちの新旧対照表15ページもあわせてごらんください。

今回の改正は、農業集落排水の使用料を算定するに当たりまして、事業所等の人員算定につきましては工業標準化法に定められた日本工業規格、いわゆるJIS規格による旨規定しているところでございますが、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行によりまして、工業標準化法が産業標準化法に名称を改め、日本工業規格が日本産業規格に改められたことに伴い、条文の整理を行うものでございます。

それでは、条文に入らせていただきます。

第12条第3項中の「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は産業標準化法の施行日に合わせ、平成31年7月1日から施行するものでございます。

以上、議第14号につきまして補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第17号 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正でございます。

今回の改正は、学校教育法並びに技術士法施行規則の一部改正により、水道法施行令等の一部が改正されたことに伴い、国の基準を参酌して本条例で定めております布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件につきまして、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、学校教育法の一部改正により、新たな高等教育機関として制度化されました専門職大学の前期課程の修了者は短期大学の卒業者に相当するため、本条例で定めております資格要件に専門職大学に関する規定を追加するものでございます。

また、技術士法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者の資格要件でもございます技術士技術部門の選択科目が一部統合されましたことにより、条文の整備を行うものでございます。

それでは、改正条例の説明に入らせていただきます。

お手持ちの新旧対照表24ページもあわせてごらんください。

初めに、第3条では布設工事監督者の資格要件を規定しております。同条第1項第3号は、短期大学等を修了した場合の水道に関する技術上の実務従事期間を規定しておりますが、短期大学等に専門職大学の前期課程の修了者を含める旨加えるものでございます。

次に、同項第6号は文言の整備を行うものでございます。

次に、第8号は技術士法に規定する上下水道部門の選択科目のうち、水道環境が上水道及び工業用水道に統合されましたため、水道環境の文言を削るものでございます。

次に第4条では、水道技術管理者の資格要件を規定しております。同条第1項第2号及び第4号は、短期大学等において土木工学以外の学科目を修了した場合の水道に関する技術上の実務従事期間を規定しておりますが、短期大学等に専門職大学の前期課程の修了者を含める旨加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は改正法等の施行日に合わせ、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、議第17号について補足説明をさせていただきました。

上下水道課所管に係ります議第14号及び議第17号についての補足説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 生涯学習課長 水野忠宗君。

〔生涯学習課長 水野忠宗君登壇〕

○生涯学習課長（水野忠宗君） 私からは、議第15号 垂井町朝倉運動公園諸施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書及び新旧対照表をごらんください。新旧対照表につきましては、17ページから22ページでございます。

垂井町朝倉運動公園諸施設の設置及び管理に関する条例第10条には、使用料について別表にて規定をしているところでございます。その別表について、開場時間等を改正するものでございます。

別表ア、朝倉運動公園野球場につきましては、午前6時から午前8時半を午前6時から午前9時までに、午前9時から午後0時30分を午前9時から午後1時に、午後1時から午後4時30分を午後1時から午後5時までに、午後5時30分から午後9時までを午後5時30分から午後9時30分までとし、また小・中学生の使用に関する使用時間及び使用料を一般の半額について、それぞれ時間の区分に応じて540円、1,080円を追加するものです。

次に、別表イ、朝倉運動公園町民プールにつきましては文言の整理でございます。

次に、別表ウ、朝倉町民体育館及び別表エ、朝倉運動公園体育センターにつきましては、午前9時から午後0時30分を午前9時から午後1時までに、午後1時から午後4時30分を午後1時から午後5時までに、午後5時30分から午後9時までを午後5時30分から午後9時30分までとし、体育場の2分の1、4分の1に3分の1及び6分の1を追加するものです。また、小・中学生の夜間の使用につきましては、別表ウ以降につきましても保護者同伴により許可するものとして時間を削除するものです。

次に、別表オ、朝倉運動公園第1テニスコートにつきましては、午前6時から午前8時半までを午前6時から午前9時までに、午前9時から午後0時30分を午前9時から午後1時までに、午後1時から午後4時30分を午後1時から午後5時までに、別表カ、朝倉運動公園第2テニス

コート場につきましては、午前6時から午前8時半までを午前6時から午前9時までに、午前9時から午後0時30分を午前9時から午後1時までに、午後1時から午後4時30分を午後1時から午後5時までに、午後5時30分から午後9時を午後5時30分から午後9時30分までに、次に別表キ、朝倉運動公園第3テニスコート場及び別表ク、朝倉運動公園多目的グラウンド、別表ケ、朝倉運動公園スポーツグラウンドにつきましては、午前6時から午前8時半までを午前6時から午前9時までに、午前9時から午後0時30分を午前9時から午後1時までに、午後1時から午後4時30分を午後1時から午後5時までに、次に別表コ、朝倉運動公園セミナーハウスについては、午後5時から午後9時までを午後5時半から午後9時30分までに、午前9時から午後9時までを午前9時から午後9時30分までとするものです。

いずれの施設につきまして、朝倉運動公園諸施設の開場時間を見直しし、住民の皆様にも有効に活用していただき、スポーツを通じて心身の健全な発達と明るく豊かな町民生活を送っていただくための改正でございます。

なお、附則としまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、議第15号に関する補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） 私からは、建設課所管に関します議第19号 土地の無償譲渡についてと議第20号 町道路線の認定についての補足説明をさせていただきます。

まず初めに、議第19号 土地の無償譲渡について説明をさせていただきます。

本日配付をさせていただきました資料でございますが、A4で2枚ほどございます。1枚目は位置図で、当該箇所がわかるところでございます。また、次のページにつきましては、公図を載せてありますのでよろしくお願いをいたします。

ユニチカ株式会社垂井工場の敷地内におきましては、昭和9年6月13日付で、今から85年前でございますが、現在のユニチカ株式会社と当時の大日本紡績株式会社と合併前の旧垂井町におきまして、土地内に介在する道路、畦畔、用悪水路について撤去する旨の締結がなされておりました。工場用地等の取得がなされた現在に建っているところでございます。

その契約の中で、今後工場敷地内におきまして登記漏れが発見された際には垂井町において無償譲渡登記の手続をすることとされております。これは恐らく広大な敷地において、当時、国における払い下げの手続であり、払い下げの手続には時間を要し、所有権移転が難航したことによるものなのか、登記漏れを想定した契約内容となっております。

登記漏れとなった原因となる場所の詳細な要因は不明で、推測することができませんが、公図を確認しますと当時の荒崎村と旧垂井町の行政境となっており、垂井町字左録側に地目といたしまして里道、通称名では「さとみち」とか「あかみち」とかいろいろありますが、それが介しておる状況でございます。

当時、和紙公図による管理において不明瞭さがあつたために漏れていたかもしれませんが、当該土地につきましては現在里道として形状を有しておらず、工場敷地内の一部となっております。位置につきましては、ユニチカ垂井工場敷地内の南側で、倉庫と工場のちょうど間に幅1.8メートル、延長といたしまして105メートル、面積につきましては192.38平方メートルとなっております。

このたびユニチカ株式会社におきまして、敷地内において工場の改修等の計画がされ、所有資産の整備、整理を実施していたところ、図面上地番のない里道が存在することが発覚をいたしました。そこで、契約に基づきまして垂井町の普通財産をユニチカ株式会社に無償により譲渡するためでございます。

それでは、条文を読ませていただきます。

譲渡する土地につきましては垂井町字杵録2210番地41地先、地目につきましては里道、地積につきましては192.38平方メートル、譲渡の価格、無償、譲渡の相手方といたしまして兵庫県尼崎市東本町一丁目50番地、ユニチカ株式会社代表取締役 注連浩行でございます。

なお、本譲渡契約書につきましては、仮契約をしております。平成31年2月18日で仮契約をしております。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議第20号 町道路線の認定について補足説明をさせていただきます。

町道路線認定調書をあわせてごらんいただきたいと思います。

今回の町道路線は2路線でございます。

まず初めに、路線番号4050、路線名、栗原50号線でございます。起点は垂井町栗原字大正463番1地先、終点につきましては同じく字大正731番地先でございます。

この道路につきましては、栗原地区にて現在県営土地改良事業に基づき整備をしております路線でございます。県道養老垂井線から東進し、栗原49号線に接続する路線でございます。道路延長といたしまして900メートル、幅員は9メートルでございます。また、今月でございますが、3月末には一部供用開始を予定しております。区間につきましては、県道栗原青野線から終点まででございます。

続きまして、路線番号7089、路線名、綾戸89号線でございます。起点につきましては垂井町綾戸字河原道1159番1地先、終点は同じく字河原道1130番8地先でございます。この道路につきましては付近の道路が狭く、緊急車両が入らない状態であります。地域の安全確保を向上させるための道路でございます。平成31年度には水道施設用地を道路といたしまして整備するに当たりまして、今回路線認定をお願いするものでございます。不破中学校東側から東進し、道路延長といたしまして22メートル、幅員は5メートルでございます。

以上、2路線の町道路線の認定について補足説明をさせていただきました。

以上、建設課所管に係ります議案でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（角田 寛君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第4号から議第17号まで及び議第19号から議第21号までの各議案は、精読のため審議を延期することに決定いたしました。

日程第4 議第18号 垂井町浄化センター汚泥棟増設工事委託に関する協定の変更について

○議長（角田 寛君） 日程第4、議第18号 垂井町浄化センター汚泥棟増設工事委託に関する協定の変更についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第18号 垂井町浄化センター汚泥棟増設工事委託に関する協定の変更につきまして提案理由を御説明申し上げます。

平成29年9月15日に議決を得ました本工事の委託に関する協定の一部を変更する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

細部につきまして、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 上下水道課長 立川昭雄君。

〔上下水道課長 立川昭雄君登壇〕

○上下水道課長（立川昭雄君） 議第18号 垂井町浄化センター汚泥棟増設工事委託に関する協定の変更につきまして補足説明をさせていただきます。

本協定は、垂井町浄化センター汚泥棟の増設工事に関しまして、平成29年度に日本下水道事業団と2カ年の実施期間により総額5億8,250万円で協定を締結し進めてまいりました委託事業でございます。

事業内容といたしましては、水処理棟から圧送されました沈殿汚泥を脱水処理し、場外へ搬出するための汚泥搬出室の増築工事、汚泥脱水機などの機械設備を増設いたします汚泥処理設備工事、機器を稼働、監視するための電気設備工事を行うもので、日本下水道事業団が工事を発注し、完成後町へ引き渡されるものでございます。

変更の内容といたしましては、協定金額の減額をお願いするものでございます。細部につきましては、お配りしておりますお手元の資料のちょうど中ほどにありますA4のかがみと、A3の図面2枚を折り畳んだもので説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

1枚目、下段の表でございます。変更の内容を載せてございます。

工事の発注に伴います入札差金や設計積算に左右されます大型機器などの見積もり価格の内容精査により機器費が低減したほか、主に設計内容の変更等により全体の工事費が少なく済んだためでございます。

この設計内容の変更でございますが、1枚目のA3の折り畳んだ図面をごらんください。

今回の工事は汚泥処理設備の増設工事ということで、日々発生する汚泥を処理し搬出するために既存の設備を稼働しながら工事を進めていく必要がございました。そのため当初の計画では、ちょうど図面の左側に緑色で表示してございます脱水汚泥を一時的に貯留し、運搬車両に投入するケーキホッパを今回増築いたします汚泥搬出室、青色で表示した箇所でございますが、こちらに移設する計画で検討をいたしました。しかし、移設にかかります期間は脱水汚泥の貯留ができなくなるということで、汚泥の処理、搬出、処分といった一連の作業に支障を来し、あわせて水処理後の放流水質の悪化を招くため、やむを得ずケーキホッパを新設し、既設ホッパを稼働しながら工事を行う計画といたしました。この計画につきましては、協定締結後におきましても汚泥処理に係る一連の作業工程に関しまして、委託業者も交えて引き続き検討を重ね、運転作業方法などの工夫、調整を行い、あわせて汚泥の搬出頻度が多くなることから、汚泥の処分先とも交渉を重ねました結果、既存のケーキホッパを移設して利用することが可能となったことにより、工事費が減少したということでございます。

同様に一部電気設備におきましても、ホッパ現場操作盤を新設から移設利用としたほか、資料3枚目の青色で表示してございます中央監視室の設備を機能増設、改造でございますが、そうすることで対応が可能となったことから建設コストの縮減が図られ、総体で協定金額が減ったものでございます。

なお、本年度が最終年度といった関係で工事費用等が確定いたしましたので、事業費の精算を行い、協定金額を1億541万円の減額といたし、4億7,709万円とする協定の変更をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第18号 垂井町浄化センター汚泥棟増設工事委託に関する協定の変更については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。再開は14時45分といたします。

午後 2 時28分 休憩

午後 2 時45分 再開

○議長（角田 寛君） 再開いたします。

日程第 5 議第32号 平成30年度垂井町一般会計補正予算（第 6 号）

○議長（角田 寛君） 日程第 5、議第32号 平成30年度垂井町一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第32号 平成30年度垂井町一般会計補正予算（第 6 号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ5,372万1,000円を減額し、予算総額を104億1,516万8,000円とするものであります。

補正いたしますものは、総務費では総務管理費におきまして、国庫支出金の個人番号カード交付事務費補助金の交付及び諸収入の岐阜県後期高齢者医療広域連合人件費負担金の受け入れに伴います財源更正をいたしますとともに、ふるさと納税管理業務、タウンプロモーション誌作成業務及び特定建築物定期調査業務に係ります委託料につきまして、それぞれ減額措置をいたしました。

また、戸籍住民基本台帳費におきましては、住民基本台帳システム改修業務に係ります委託料につきまして減額措置をいたしますとともに、国庫支出金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付に伴います財源更正を行いました。

民生費では、社会福祉費におきまして、障害者医療費国庫負担金などの過年度国県支出金返還金に係ります償還金、利子及び割引料の増額、国民健康保険特別会計への繰出金の増額、老人保護措置費負担金に係ります負担金、補助及び交付金の減額、ねたきり老人等介護者慰労金に係ります扶助費の減額、介護保険特別会計への繰出金の減額、臨時職員に係ります共済費及び賃金の減額につきまして、それぞれ措置を行ったところでございます。

また、児童福祉費におきましては、広域保育に係ります委託料、臨時職員に係ります共済費

及び賃金につきまして、それぞれ減額措置をいたしました。

衛生費では、保健衛生費におきまして、浄化槽設置整備事業補助金に係ります負担金、補助及び交付金、妊婦健康診査、健康増進事業、健康管理システム改元対応業務、予防接種及び自殺対策計画策定業務に係ります委託料、妊婦健診委託外医療機関等受診費用助成金及び不妊治療費助成金に係ります扶助費につきまして、それぞれ減額措置をいたしました。

農林水産業費では、農業費におきまして、機構集積協力金交付補助金に係ります負担金、補助及び交付金の増額を、米野地内排水路用地購入費に係ります公有財産購入費の減額、県営土地改良事業負担金に係る負担金、補助及び交付金の増額、多面的機能支払交付金及び環境保全型農業直接支払交付金に係ります負担金、補助及び交付金の減額につきまして、それぞれ措置をいたしました。

商工費では、住宅リフォーム促進事業に係ります負担金、補助及び交付金につきまして減額措置を行っております。

土木費では、道路橋りょう費におきまして、除雪用グレーダー等借り上げ料に係ります使用料及び賃借料の増額措置をいたしますとともに、町債の減額に伴います財源更正を行っております。

次に、都市計画費におきましては、公共下水道事業特別会計への繰出金の減額、朝倉運動公園の光熱水費に係ります需用費の増額につきましてそれぞれ措置をいたしますとともに、県支出金の駅周辺施設環境整備事業振興補助金の交付に伴います財源更正を行いました。

また、住宅費におきましては、梅谷町営住宅移転補償に係ります補償、補填及び賠償金につきまして増額措置をいたしました。

教育費では、幼稚園費におきまして、就園奨励費補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額措置をいたしました。

また、社会教育費におきましては、タライピアセンターの図書購入に係ります備品購入につきまして増額措置をいたしました。

公債費では、平成29年度借入分利子などに係ります償還金、利子及び割引料につきまして減額措置をいたしております。

財源につきましては、地方交付税、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、諸収入、町債及び繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

なお、繰越明許費の補正につきましては、総務費では、新庁舎建設事業、新庁舎情報ネットワーク構築事業、農林水産業費では、経営体育成基盤整備事業、土木費では、宮代121号線道路改良事業、表佐宮代線歩道新設事業、泥川橋橋梁修繕（耐震補強）事業、新戸海橋橋梁修繕（耐震補強）事業、梅谷町営住宅移転補償事業に係ります経費を平成31年度に繰り越して実施することを追加してお願いするものであります。

また、地方債の補正につきましては、限度額の変更をお願いするものであります。

以上、細部につきまして総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜り

ますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） ただいま上程されました議第32号 平成30年度垂井町一般会計補正予算（第6号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の第1条でございます。今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,372万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれの総額を104億1,516万8,000円といたすところでございます。

第2項、補正いたします款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。お目通しをいただきたいと存じます。

それでは、細部につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

13ページをごらんください。

款2総務費、項1総務管理費でございます。目1一般管理費につきましては、国庫支出金の個人番号カード交付事務事務費補助金10万円の交付及び諸収入の岐阜県後期高齢者医療広域連合人件費負担金668万9,000円の受け入れに伴います財源の更正をいたしました。

目6企画費につきましては、ふるさと納税に係ります顧客の管理、返礼品の発送などを行うふるさと納税管理業務委託料につきまして、ふるさと納税が当初の想定額よりも下回ることから800万円を減額、タウンプロモーション誌作成業務委託料及び特定建築物定期調査業務委託料につきましては、いずれも不用額が発生したことにより合計269万円を減額し、委託料全体といたしまして1,069万円の減額を行うものでございます。

次に、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費でございます。目1戸籍住民基本台帳費は、住民基本台帳システム改修業務委託料に不用額が発生したことにより550万円の減額を行い、あわせて国庫支出金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金711万円が交付される見込みとなりましたので財源の更正をいたしたところでございます。

次に、款3民生費、項1社会福祉費でございます。目1社会福祉総務費は障害者医療費国庫負担金などの精算に伴い、過年度分を返還する必要が生じてまいりましたので、償還金、利子及び割引料につきまして155万8,000円を増額。また、一般会計から国民健康保険特別会計への繰出金につきましては2,043万円の増額を行うものでございます。なお、このうち保険料の軽減措置に伴います国・県支出金の国民健康保険基盤安定負担金871万5,000円が交付される見込みとなりましたので、財源の更正をいたしました。

14ページをごらんください。

目5老人福祉費は、西濃清風園の入所者数の関係で不用額が生じる見込みとなりましたので、老人保護措置費負担金687万4,000円を減額。また、寝たきりのお年寄り等を介護される方に対

する慰労費につきましては、不用額が生じる見込みとなりましたので、ねたきり老人等介護者慰労金103万円の減額を行うものでございます。

目10介護福祉費は、一般会計から介護保険特別会計への繰出金83万2,000円の減額を行うものでございます。

目11障害者福祉費は、自立支援指導員に係ります共済費及び賃金につきまして不用額が生じる見込みとなりましたので、共済費32万7,000円、賃金121万3,000円をそれぞれ減額するものでございます。あわせて特定財源であります国庫支出金の地域生活支援事業費補助金60万6,000円、県支出金の地域生活支援事業費補助金30万3,000円をそれぞれ減額いたします。

款3民生費、項2児童福祉費でございます。目1児童福祉総務費は、町外の保育所を利用する方が減少したことにより、広域保育委託料218万円の減額を行うものでございます。

15ページをごらんください。

目2児童福祉施設費は、臨時保育士の人材不足によりまして臨時保育士などに係ります共済費及び賃金に不用額が生じる見込みとなりましたので、共済費176万6,000円、賃金2,439万9,000円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費でございます。目5環境衛生費は、浄化槽設置整備事業補助金が今年度の実績見込みにより不用額が生じることとなりましたので、302万1,000円の減額を行うものでございます。あわせて特定財源であります国庫支出金の汚水処理施設整備交付金100万7,000円及び県支出金の浄化槽設置整備事業費補助金100万7,000円につきましてもそれぞれ減額いたします。

目6保健センター費は、妊婦健康診査、健康増進事業、健康管理システム改元対応業務、予防接種及び自殺対策計画策定業務に係ります委託料につきまして、今年度の実績見込みなどにより不用額が生じることとなりましたので1,573万2,000円の減額。

16ページに移っていただきまして、妊婦健診委託外医療機関等受診費用助成金及び不妊治療費助成金に係ります扶助費につきましても、今年度の実績見込みなどにより不用額が生じることとなりましたので131万1,000円の減額を行うものでございます。あわせて、特定財源であります県支出金の一般不妊治療費助成事業補助金44万5,000円を減額するものでございます。

次に、款6農林水産業費、項1農業費でございます。目3農業振興費は、機構集積協力金交付補助金についてでございますが、こちらは農地の所有者が農地中間管理機構に農地を貸し出し、担い手が借り受ける場合に県から協力金が交付される制度でございます。今回不足が生じますことから、690万3,000円の増額を行います。なお、財源につきましては、全額県支出金の機構集積協力金交付補助金が交付される見込みとなっております。

目7農地費は、米野地内排水路用地購入費につきまして、地元との協議により平成31年度に購入することとなりましたので、180万1,000円の減額を行うものでございます。また、節19負担金、補助及び交付金の県営土地改良事業負担金につきましては、栗原地区圃場整備事業について県の事業費が追加される見込みとなりましたことから1,450万円の増額を行うものでござ

います。なお、当該事業につきましては1,050万円を翌年度へ繰越明許いたします。多面的機能支払交付金につきましては、資源向上支払交付金、いわゆる農業施設等の長寿命化に対します交付金でございますが、不用額が生じる見込みとなりましたので451万3,000円の減額を行うものでございます。環境保全型農業直接支払交付金につきましては、地球温暖化防止や生物多様性保全に資する農業生産活動を支援する交付金でございます。不用額が生じる見込みとなりましたので、184万2,000円の減額を行うものでございます。あわせて、特定財源であります県支出金の資源向上支払長寿命化交付金338万5,000円及び環境保全型農業直接支払交付金138万1,000円につきましても、それぞれ減額するものでございます。

17ページをごらんください。

款7商工費、項1商工費でございます。目2商工振興費は、住宅リフォーム促進事業補助金につきまして、今年度の実績見込みにより不用額が生じることとなりましたので250万円の減額を行うものでございます。

款8土木費、項2道路橋りょう費でございます。目2道路維持費は、除雪用のグレーダー等の借り上げ料につきまして、昨年12月29日の降雪に伴い、除雪作業で不足が生じる見込みとなりましたことから650万円の増額を行うものでございます。

目3道路新設改良費は、道路改良事業に係る町債800万円の減額に伴いまして財源の更正を行うものでございます。

次に、款8土木費、項4都市計画費でございます。目4公共下水道費は、一般会計から公共下水道事業特別会計への繰出金につきまして、一部繰り出しが不要となりましたことから1,000万円の減額を行うものでございます。

次に、目5運動公園管理費は、朝倉運動公園に係ります電気料金等の光熱水費が不足するため、46万円の増額を行うものでございます。

目8駅周辺整備費は、今年度施行いたしました駅北ロータリー整備工事に対し、県支出金の駅周辺施設環境整備事業振興補助金97万円が交付される見込みとなりましたので、財源の更正を行うものでございます。

18ページをごらんください。

款8土木費、項5住宅費でございます。目1住宅管理費は、老朽化した梅谷町営住宅を用途廃止するに当たり、現在の入居者の転居を促すための費用を増額するものでございます。こちらにつきましては、12月定例会において350万円の補正予算をお認めいただいたところでございますが、全入居者と今月中に移転補償契約を締結してまいりたいため、さらに650万円の増額を行うものでございます。したがって、移転補償金1,000万円につきましては全額翌年度へ繰越明許させていただきます。

次に、款10教育費、項4幼稚園費でございます。目1幼稚園費は、町外の幼稚園に通園される園児の保護者に対する就園奨励費補助金について、今年度の実績見込みにより不用額が生じることとなりましたので85万6,000円の増額を行うものでございます。あわせて、特定財源で

あります国庫支出金の幼稚園就園奨励費補助金につきましても28万5,000円の増額を行うものでございます。

次に、款10教育費、項5社会教育費でございます。目10タルイピアセンター費は、タルイピアセンターの図書を購入するため、10万円の増額を行うものでございます。これにつきましては、このたび公益財団法人だいしん緑化文化振興財団から10万円の寄附の申し出がございましたので、特定財源として充当するものでございます。

次に、款12公債費、項1公債費でございます。目2利子は、公債費の利子に関するものでございますが、平成29年度に借り入れを行いました起債の利子額が確定いたしましたので1,558万6,000円の減額、一時借入金に係ります利子といたしまして、不用額が生じる見込みとなりましたので41万1,000円の減額、合わせて1,599万7,000円の減額を行うものでございます。

以上が歳出の説明でございます。

次に、歳入について御説明させていただきます。

9ページをごらんいただきたいと思います。

款9地方交付税につきましては、普通交付税の交付額が確定しましたので7,711万7,000円の増額を行うものでございます。

款11分担金及び負担金、項2負担金、目2民生費負担金につきましては、町内の私立保育所が今年度から幼保連携型認定こども園に移行されたことに伴い、保育園保育料を従来の町の徴収から新たに認定こども園が直接徴収することとなったことなどによりまして3,771万2,000円の減額を行うものでございます。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金、節4保険基盤安定国庫負担金につきましては、国民健康保険の保険基盤安定負担金に係ります国庫負担分といたしまして374万5,000円の増額を行うものでございます。

10ページをごらんください。

款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金といたしまして711万円、個人番号カード交付事務費補助金といたしまして10万円を新たに予算措置させていただいたところでございます。

次に、目2民生費国庫補助金につきましては、歳出の自立支援指導員に係ります共済費及び賃金の減額に伴い、60万6,000円の減額を行うものでございます。

次に、目3衛生費国庫補助金につきましては、歳出で申し上げました浄化槽設置整備事業補助金の減額に伴い、汚水処理施設整備交付金100万7,000円の減額を行うものでございます。

次に、目9教育費国庫補助金につきましては、幼稚園の就園奨励費補助金で、歳出の増額に伴いまして28万5,000円の増額を行うものでございます。

次に、款14県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金につきましては、国民健康保険の保険基盤安定負担金に関するもので、497万円の増額を行うものでございます。

次に、款14県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金につきましては、歳出の自立支援

指導員に係ります共済費及び賃金の減額に伴い、30万3,000円の減額を行うものでございます。

目3衛生費県補助金につきましては、浄化槽設置整備事業費補助金でございますが、歳出で申し上げました浄化槽設置整備事業補助金の減額に伴い100万7,000円の減額。

11ページに移りますが、一般不妊治療費助成事業補助金につきましては、歳出の減額に伴い44万5,000円の減額でございます。

次に、目5農林水産業費県補助金につきましては、それぞれ交付額の変更に伴いまして、1番につきましては機構集積協力金交付補助金で690万3,000円の増額、2番の環境保全型農業直接支払交付金で138万1,000円の減額、3番の資源向上支払（長寿命化）交付金は338万5,000円の減額、合わせて213万7,000円の増額を行うものでございます。

次に、目7土木費補助金につきましては、歳出で申し上げましたとおり、駅北ロータリー整備工事に対し駅周辺施設環境整備事業振興補助金が交付される見込みとなりましたので、97万円の増額を行うものでございます。

次に、款16寄附金、項1寄附金、目1一般寄附金につきましては、ふるさと納税につきまして今年度の実績見込みから1,400万円の減額を行うものでございます。

目10教育費寄附金につきましては、歳出で申し上げましたとおり、公益財団法人だいしん緑化文化振興財団から寄附の申し出がございましたので10万円の増額を行うものでございます。

12ページをごらんください。

款17繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、今年度基金からの繰り入れを4億2,949万6,000円を予定しておりましたが、今年度の財政運営を鑑みまして1億6,216万7,000円の減額を行うものでございます。

次に、款18繰越金につきましては、7,330万3,000円の増額を行うものでございます。これによりまして一般会計の実質収支の額と同額の3億9,610万5,000円とするものでございます。

次に、款19諸収入、項5雑入、目6雑入につきましては、岐阜県後期高齢者医療広域連合人件費負担金でございますが、こちらは今年度から2年間職員1名を県後期高齢者医療広域連合へ派遣している関係で、その人件費相当分が広域連合から負担されることとなりましたので、668万9,000円の予算措置をするものでございます。

次に、款20町債、項1町債、目1総務債でございますが、臨時財政対策債につきまして起債の抑制を図るため500万円の減額を行うものでございます。

次に、目7土木債につきましては、道路改良事業に係ります起債対象事業費の変更に伴い800万円の減額を行うものでございます。

表紙に戻っていただきまして、第2条、繰越明許費補正によるものでございます。

5ページをごらんください。

款2総務費、項1総務管理費では、新庁舎建設工事の進捗状況に基づき、新庁舎建設事業につきましては5億620万円、新庁舎情報ネットワーク構築事業につきましては3,568万9,000円、翌年度へ繰り越しをお願いするものでございます。

款6農林水産業費、項1の農業費では、平成30年度の県営土地改良事業、栗原地区の圃場整備事業の一部につきまして工事の進捗状況に基づきまして、経営体育成基盤整備事業につきましては1,050万円を翌年度へ繰り越しをお願いするものでございます。

款8土木費、項2道路橋りょう費では、工事の進捗状況に基づき、宮代121号線道路改良事業につきましては1,900万円、表佐宮代線歩道新設事業につきましては1,600万円、泥川橋橋梁修繕（耐震補強）事業につきましては1,900万円、新戸海橋橋梁修繕（耐震補強）事業につきましては1,856万円をそれぞれ翌年度へ繰り越しをお願いするものでございます。

項5住宅費では、老朽化した梅谷町営住宅を用途廃止するに当たり、現在の入居者の転居を促すため梅谷町営住宅移転補償事業の1,000万円を翌年度へ繰り越しをお願いするものでございます。

表紙に戻っていただきまして、議案書の第3条でございます。地方債の補正でございますが、地方債の変更は第3表、地方債補正によるところでございます。

6ページをごらんください。

臨時財政対策債につきましては、起債の抑制を図るため500万円の減額を行うものでございます。

地方道路整備事業につきましては、道路改良事業に係ります起債対象事業費の変更などに伴い、800万円の減額を行うものでございます。

いずれも限度額の変更をお願いするものでございまして、方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

なお、19ページには地方債の現在高の見込み等に関する調書を添付させていただいておりますので、後ほどお目通しをお願いします。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） ちょっと教えていただきたいんですけども、まず歳出の関係の13ページ、タウンプロモーション誌の作成業務委託料ですが、これ当初予算200万円が計上されております。減額で来るんですが、入札結果表を見ますと、このタウンプロモーション誌作成業務委託は予定価格が185万円ということで、落札が75万円。消費税はちょっと別にしまして。予定価格から見ますと40.5%の割合で落札になっております。

ここでお尋ねするんですが、いわゆる町が求めているタウン誌の作成業務はこの75万円で網羅されるのかどうかというのがあります。要は当初の、多分これ指名だと思っておりますけれども、そのときの仕様書等が出ておるかと思いますが、その仕様内容がちょっとわからないもんです

から、そこらあたり。請負者のほうの内訳書が出ておるかもわかりませんが、その内訳書との差についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

それから、大変失礼な言い方かも知れませんが、この請負業者の方につきましては、過去垂井町の歴史から見ましても、かなりいろいろな計画書、企画書、チラシとかパンフレット、それぞれのセクションでもいろんな計画書がありますけれども、それらを作成されている経緯もあります。したがって、これらの著作権とか写真が多分タウン誌にはつくと思いますけれども、ここらあたりはどういうふうに仕様でうたわれておるのかお尋ねをします。

それから、15ページの児童福祉施設費の7節賃金の臨時職員賃金2,439万9,000円の減額であります。町長の本日の子育て推進課の、いわゆる施政方針であるわけですが、保育士の応募状況、これはちょっと予算とは違うかも知れませんが、もしよければお答えいただきたいと存じますが、今年度の保育士の状況を一つお願いしたいと思います。

それから、繰越明許費でございます。5ページでございます。この表を見まして、いろいろと補足説明がありましたのでお聞きしましたが、これ寄せてまいりますと6億3,494万9,000円になります。30年度の予算が31年度に行くわけです。それと12月にたしか小・中学校の空調設備の関係の繰越明許費もあったかと存じますが、あの金額が3億5,600万円という金額であります。合わせますと実に9億9,000万円が30年度から31年度のほうに繰越明許がなされます。この繰越明許費はこれだけの金額でよかったのか、ちょっと私記憶がないですから、これをお尋ねします。以上でございます。

○議長（角田 寛君） 企画調整課長 木下誠司君。

〔企画調整課長 木下誠司君登壇〕

○企画調整課長（木下誠司君） ただいまの山田議員の御質問にお答えしたいと思います。

垂井町のタウンプロモーション誌の作成業務についてでございますけれども、この業務の仕様内容につきましてまずお答えさせていただきたいと思っております。

業務の概要につきましては、1つには垂井町内外で活躍、または本町ゆかりの人物を取り上げて取材を行い、本町の魅力を発信すること。そして2つ目としまして、垂井町内の自然、文化等を取り上げ、良好な町のイメージを発信すること。そして3番目としまして、垂井町内の定住または移住を促進するよう住環境のよさや人の温かさを感じさせる内容とすること。それが主な概要でございます。

この業務概要を踏まえまして、その業務内容といたしまして、受注者は次の準備を行うということで、情報の収集、企画の作業、そして取材、文書作成及び写真撮影、そしてデザイン及びレイアウト、図案の製作、そして印刷及び製本という業務の内容で仕様書をつくっております。これにつきましては、当然そのような仕様を満たすための設計内容としまして、当初のそのような金額を上げたところでございますけれども、この業務内容につきまして具体的な内訳書というものは提出されておられませんけれども、御指摘のとおり入札を実施された方につきましては、この金額でできるということで、その業務内容につきまして受注可能ということで判

断されましたので、結果この業者のほうで発注されたという経緯でございますのでよろしくお願いたします。

○議長（角田 寛君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） お尋ねをいただきました件につきましては、2件でございます。

一つは繰越明許費についての件、もう一つは保育士の人件費が余っているけれども実態はどうなのかというようなことかと思えます。

まず繰越明許費でございますけれども、議員が申されますとおり、12月の議会にお願いしたエアコンの件と今回補正でお願いしている件、この2件でございますのでよろしくお願いたします。

それと保育士の採用の件につきましては、実はハローワークに常に募集を出しております。それでもなかなか来ないものですから、近隣市町の状況も確認をしながら、近隣市町もやっぱり同じようになり手がなくて困っている。保育の資格を持っていても保育よりもほかの仕事を選んでいる女性が、女性の保育士が多いんですけれども、人が多いということでございます。したがって、私どもは園長会などが開催されておりますが、そのときにぜひ保育士同士の知り合いに声をかけてくれとか、保育園でお迎えに来るお母様方にも声をかけて探してくださいというような努力はしておりますが、なかなか手が足りないというのが実態でございます。正規職員採用に関しましても、わずかな人しか応募に来ないというのが実態でございます。私どもだけでなく、近隣市町でもこのような総務課長会議がありまして情報交換しておりますし、なかなか難しいんですけれども、最近では男性の保育士なんかにも心当たりがないかというようなことを園のほうにも呼びかけているところでございます。議員各位におかれましても該当しそうな方がありましたら、ぜひ御紹介いただきますようよろしくお願いたします。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（角田 寛君） 5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） 答弁ありがとうございました。

タウンプロモーションの、いわゆる成果品についても一度お尋ねしますが、仕様を見ますと、今、いろいろと課長がおっしゃいました図案からデザインから印刷製本までずっと来るわけで、写真撮影もあるわけですが、いわゆる帰属権でとられている分が使用されないように、そこだけはやはり気をつけていただきたいと思えます。そこらあたりの研修だけ、ひとつよろしくお願をしたいと思えます。以上です。答弁は結構です。

○議長（角田 寛君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第32号 平成30年度垂井町一般会計補正予算（第6号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第33号 平成30年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（角田 寛君） 日程第6、議第33号 平成30年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第33号 平成30年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ4,921万6,000円を追加し、予算総額を29億7,003万8,000円とするものであります。

補正いたしますものは、保健事業費では、保健事業費におきまして、国庫支出金の災害臨時特例補助金の交付に伴います財源更正をいたしました。

また、特定健康診査等事業費におきまして、特定健康診査に係ります委託料の減額措置をいたしております。

基金積立金では、国民健康保険基金に係ります積立金の増額措置をいたしました。

諸支出金では、特定健康診査・保健指導国県負担金の過年度国県支出金返還金に係ります償還金、利子及び割引料の増額措置をいたしました。

財源につきましては、国庫支出金、繰入金及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

細部につきましては住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 住民課長 北村嘉彦君。

〔住民課長 北村嘉彦君登壇〕

○住民課長（北村嘉彦君） 私からは、議第33号 平成30年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,921万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を29億7,003万8,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、6ページから説明をさせていただきます。

款4保健事業費、項1保健事業費、目1保健事業費、歳入におきまして国庫支出金で災害特例補助金4万円を受け入れることによります財源の更正をいたすものでございます。

次に、項2特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費、節13委託料で246万6,000円の減額をお願いするものでございます。不破郡医師会に委託しております特定健康診査に係ります委託料につきまして、1月までの実績を踏まえまして減額を見込んだものでございます。

続きまして、款5基金積立金、項1基金積立金、目1基金積立金、節25積立金で5,000万円の増額補正をお願いするものでございます。国民健康保険事業の健全な運営に資するための基金の積み立てをお願いするものでございます。

続きまして、款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金及び還付加算金、節23償還金、利子及び割引料168万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。平成29年度の国民健康保険特定健康診査・保健指導の国庫、県費負担金の額がそれぞれ確定したことに伴いまして、既交付額が超過となりましたので、返還をいたすものでございます。

続きまして、歳入に参ります。

5ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目6災害臨時特例補助金、節1災害臨時特例補助金4万円の増額補正をお願いするものでございます。東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴います特定被災区域から転入されました被保険者について行っております療養の給付に係ります一部負担金等免除の特例措置に係ります経費を対象として交付されるものでございます。

続きまして、款9繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1保険基盤安定繰入金が1,162万円の増額補正をお願いするものでございます。保険税の軽減分を補填します制度でございます。国・県の保険基盤安定負担金の交付決定を受けたことによりましてお願いするものでございます。続きまして、節2職員給与費等繰入金105万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。職員の異動によるものでございます。続きまして、節4財政安定化支援事業繰入金798万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。県より繰入基準額の決定を受け、増額をお願いするものでございます。節5その他一般会計繰入金22万9,000円の減額をお願いするものでございます。福祉医療の波及増分でございます。減額をお願いするものでございます。

続きまして、款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金2,874万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。この繰越金によりまして、収支の均衡を図ったものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第33号 平成30年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第34号 平成30年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（角田 寛君） 日程第7、議第34号 平成30年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第34号 平成30年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ1億7,142万3,000円を減額し、予算総額を10億6,889万8,000円とするものであります。

補正いたしますものは、公共下水道費におきまして、管渠詳細設計（地質調査）業務、公共基準点復旧測量及び浄化センター汚泥棟増設工事に係ります委託料の減額、下水道整備（舗装復旧）工事に係ります工事請負費の減額、受益者負担金一括納付報奨金に係ります報償費の増額、浄化センターの消耗品に係ります需用費の減額、浄化センターの汚泥処分運搬業務に係ります委託料の減額につきまして、それぞれ措置をいたしたところでございます。

公債費に係ります財源更正もいたしました。

財源につきましては、分担金及び負担金の増額、国庫支出金、繰入金及び町債の減額につきまして、それぞれ措置をいたしたところでございます。

また、地方債の補正につきましては、限度額の変更をお願いするものでございます。

以上、細部につきまして上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 上下水道課長 立川昭雄君。

〔上下水道課長 立川昭雄君登壇〕

○上下水道課長（立川昭雄君） ただいま上程されました議第34号 平成30年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、公共下水道事業に係ります国庫補助金の交付額が決定し、見込みより少なかったため、予定しておりました事業の一部を縮小し、あわせて今年度の公共下水道事業費の確定によりまして減額を行うものでございます。

また、財源につきましては、受益者負担金の増額、国庫補助金、一般会計からの繰入金及び地方債につきましてはそれぞれ減額をお願いするものでございます。

それでは、議案書の第1条でございます。歳入歳出それぞれ1億7,142万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億6,889万8,000円とするものでございます。

初めに、歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細書7ページをごらんください。

款1公共下水道費、項1公共下水道費、目1下水道建設費でございます。節13委託料では、先ほど申し上げました国の補助金が確定し、見込みより少なくなったことから予定をしておりました地質調査等の実施を見送り、あわせまして議第18号 垂井町浄化センター汚泥棟増設工事委託に関する協定の変更で御説明申し上げました日本下水道事業団との協定額が確定したことによりまして1億971万円を減額させていただくものでございます。続きまして、節15工事請負費では、前年度に下水道整備を行った箇所の舗装復旧工事等でございますが、工事発注に係ります現地測量を行った結果、施工数量が少なく済んだことと、入札差金等を合わせまして5,000万円を減額させていただくものでございます。なお、特定財源のその他でございますが、後ほど御説明申し上げますが、下水道使用料を財源としておりました目3浄化センター費が減額となりますので、1,267万9,000円を目1下水道建設費へ振り替えさせていただくものでございます。

次に、目2施設管理費、節8報償費では、下水道受益者負担金の賦課徴収に当たりまして、初年度に一括納付される受益者が見込みより多かったため、一括納付報奨金に不足が生じたので128万7,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、目3浄化センター費、節11需用費でございます。汚水処理に係ります薬品費等でございますが、1月までの実績を踏まえ不用額が生じる見込みとなりましたので、400万円の減額をお願いするものでございます。続きまして、節13委託料は浄化センターから発生する汚泥の処分及び運搬業務につきまして、既決額に対し3,926万3,000円と見込みまして、900万円の減額を行うものでございます。

次に、款3公債費、項1公債費、目2利子では、後ほど歳入で御説明させていただきますが、下水道事業受益者負担金が増額となりましたため、財源更正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

6ページをごらんください。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1下水道事業負担金、節1現年度分でございますが、下水道事業受益者負担金の一括納付や新規受益者などの増により、1,208万円の増額をお願いするものでございます。

次に、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道費国庫補助金、節1下水道費補助金でございますが、公共下水道事業に係ります国の補助金を1億5,230万3,000円と見込んでおりましたが、補助金の額が確定いたしまして1億2,300万円となりましたので、2,930万3,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金でございます。1,000万円の減額を行うもので、公共下水道事業費の額の確定によりまして、一般会計からの繰入額の減によります精算をさせていただくものでございます。

次に、款9町債、項1町債、目1下水道債、節1の下水道事業債でございます。起債対象事業費の確定によりまして1億4,420万円の減額を行うものでございます。

続きまして、表紙にお戻り願います。

第2条で地方債の変更について規定をしておりますが、借入限度額を変更させていただくものでございます。

3ページに調書を掲載しておりますので、あわせてごらん願います。

3ページ、第2表で地方債の限度額を4億4,420万円といたしておりましたが、事業費の確定によりまして1億4,420万円の減額をお願いし、3億円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は従前と変わっておりません。

なお、8ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しておりますのでお目通し願います。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第34号 平成30年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第35号 平成30年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（角田 寛君） 日程第8、議第35号 平成30年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第35号 平成30年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ220万1,000円を減額し、予算総額を24億3,016万円とするものであります。

補正いたしますものは、保険給付費では、介護サービス等諸費におきまして、居宅介護サービス給付費負担金に係ります負担金、補助及び交付金の増額、地域密着型介護サービス給付費負担金、施設介護サービス給付費負担金及び居宅介護住宅改修費負担金に係ります負担金、補助及び交付金の減額、居宅介護サービス計画給付費負担金に係ります負担金、補助及び交付金の増額につきましてそれぞれ措置をいたしております。

介護予防サービス等諸費におきましては、介護予防居宅サービス給付費負担金及び介護予防住宅改修費負担金に係ります負担金、補助及び交付金の増額を、介護予防サービス計画給付費負担金に係ります負担金、補助及び交付金の減額につきまして、それぞれ措置を行っております。

高額介護サービス等費におきましては、高額介護サービス費負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして減額措置をいたしました。

特定入所者介護サービス等費におきましては、特定入所者介護サービス給付費負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額措置をいたしております。

高額医療合算介護サービス等費におきましては、高額医療合算介護サービス費負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして減額措置をいたしました。

地域支援事業費では、一般介護予防事業費におきまして、国庫支出金の保険者機能強化推進交付金の交付に伴います財源更正をいたしております。

包括的支援事業・任意事業費におきましても、国庫支出金の保険者機能強化推進交付金の交付に伴います財源更正をいたしております。

介護予防・生活支援サービス事業費におきましては、訪問・通所型サービス負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして減額措置をいたしました。

基金積立金では、介護保険基金に係ります積立金の増額措置をいたしております。

財源につきましては、国庫支出金の増額措置をいたしますとともに、支払基金交付金、県支出金及び繰入金の減額措置をしたところでございます。

以上、細部につきまして健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 藤塚康孝君。

〔健康福祉課長 藤塚康孝君登壇〕

○健康福祉課長（藤塚康孝君） それでは、ただいま上程されました議第35号 平成30年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、主に保険給付費と地域支援事業費におきまして予算額に対し過不足が生じる見込みとなりましたので、所要の増額または減額をお願いするものでございます。

初めに、議案書の第1条でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ220万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億3,016万円とするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

7ページの歳出をごらんいただきたいと思います。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費、節19負担金、補助及び交付金の居宅介護サービス給付費負担金でございますが、こちらは訪問系サービスや通所系サービスの給付に係る負担金で、予算額に対しまして不足する見込みとなりましたので、1,900万円の増額をお願いするものでございます。

次に、目2地域密着型介護サービス給付費、節19負担金、補助及び交付金の地域密着型介護サービス給付費負担金でございますが、認知症対応型グループホームや小規模な通所系サービスなどの給付に係る負担金で、不用額が生じる見込みとなりましたので800万円の減額をお願いするものでございます。

次に、目3施設介護サービス給付費、節19負担金、補助及び交付金の施設介護サービス給付費負担金でございますが、特別養護老人ホームや老人保健施設など入所している方への施設サービス費の給付に係る負担金で、不用額が生じる見込みとなりましたので1,000万円の減額をお願いするものでございます。

次に、目5居宅介護住宅改修費、節19負担金、補助及び交付金の居宅介護住宅改修費負担金でございますが、こちらは要介護の方の自宅の浴室やトイレなどの改修や手すりの設置など施工した際に給付されるもので、不用額が生じる見込みとなりましたので100万円の減額をお願い

いするものでございます。

次に、目6 居宅介護サービス計画給付費、節19負担金、補助及び交付金の居宅介護サービス計画給付費負担金でございますが、こちらは介護サービスの計画策定に伴う給付費で、予算額に対し不足する見込みとなりましたので250万円の増額をお願いするものでございます。

次に、8 ページでございますが、款2 保険給付費、項2 介護予防サービス等諸費、目1 介護予防サービス給付費、節19負担金、補助及び交付金の介護予防居宅サービス給付費負担金でございますが、こちらは要支援の方への訪問系サービスや通所系サービスの給付に係る負担金で、予算額に対し不足する見込みとなりましたので38万円の増額をお願いするものでございます。

次に、目3 介護予防住宅改修費、節19負担金、補助及び交付金の介護予防住宅改修費負担金でございますが、こちらは要支援の方が自宅の浴槽やトイレなどを改修、手すりなどを設置した場合に給付されるもので、予算額に対しまして不足する見込みとなりましたので66万円の増額をお願いするものでございます。

次に、目4 介護予防サービス計画給付費、節19負担金、補助及び交付金の介護予防サービス計画給付費負担金でございますが、こちらは介護予防サービスの計画策定に伴う給付費で、不用額が生じる見込みとなりましたので90万円の減額をお願いするものでございます。

次に、項4 高額介護サービス等費、目1 高額介護サービス費、節19負担金、補助及び交付金の高額介護サービス費負担金でございますが、こちらは同じ月に利用した介護サービス費の利用者負担額が上限を超えた分について支給するもので、不用額が生じる見込みとなりましたので450万円の減額をお願いするものでございます。

次に、9 ページでございます。

項5 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者介護サービス費、節19負担金、補助及び交付金の特定入所者介護サービス給付費負担金でございますが、こちらは施設サービスを利用する場合、所得及び資産が少ない方の施設利用が困難とならないよう居住費、食費に関して負担限度額を超えた分について支給するもので、予算額に対し不足する見込みとなりましたので200万円の増額をお願いするものでございます。

次に、款2 保険給付費、項6 高額医療合算介護サービス等費、目1 高額医療合算介護サービス費、節19負担金、補助及び交付金の高額医療合算介護サービス費負担金でございますが、こちらは介護保険と医療保険の両方の利用負担が高額となった場合、年間の自己負担額を換算して限度額を超えた分について支給するものでございますが、不用額が生じる見込みとなりましたので180万円の減額をお願いするものでございます。

次に、款4 地域支援事業費、項1 一般介護予防事業費、目1 一般介護予防事業費及び項2 包括的支援事業・任意事業費、目4 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費及び10ページになりますが、目7 生活支援体制整備事業費ですが、これらは今年度から新たに交付されることとなりました保険者機能強化推進交付金によります財源更正です。この交付金は高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防に必要な取り組みに対して国から交付されるものでございます。

次に、項3介護予防・生活支援サービス事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費、節19負担金、補助及び交付金の訪問・通所型サービス負担金でございますが、こちらは要支援の方が自宅を訪問してもらう訪問系サービスと施設に通う通所系サービスを利用した際に給付されるもので、不用額が発生する見込みとなりましたので500万円の減額をお願いするものでございます。

次に、款5基金積立金、項1基金積立金、目1介護保険基金積立金、節25積立金の介護保険基金でございます。こちらは第1号被保険者が負担する保険料のうち、介護給付費や地域支援事業費の減額及び保険者機能強化推進交付金によります財源更正から生じた剰余分の445万9,000円を介護保険基金へ積み立てるものでございます。

続きまして、5ページの歳入をごらんいただきたいと思っております。

歳入につきましては、基本的に国、県、市、町、被保険者などにおけます負担についてはそれぞれ割合が定まっておりますので、ルールに従いまして計上しております。

初めに款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金の介護給付費国庫負担金でございますが、こちらは国の負担分、給付費の自宅分20%と施設分15%相当分として、9万4,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、項2国庫補助金、目1調整交付金の介護給付費調整交付金でございますが、こちらは市町村の保険料基準額の格差調整をするために交付されるもので、給付費の3%相当分として5万1,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、目4地域支援事業交付金（総合事業）の地域支援事業国庫交付金でございますが、こちらは地域支援事業に係る国からの交付金で、事業費の25%相当分として125万円の減額をお願いするものでございます。

次に、目6保険者機能強化推進交付金の保険者機能強化推進交付金でございますが、こちらは高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防に必要な取り組みに対して交付されるもので、今年度から新たに交付されますので289万4,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金の介護給付費交付金でございますけれども、こちらは第2号被保険者の保険料に当たる部分で、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、給付費の27%相当分として44万7,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、目2地域支援事業支援交付金、地域支援事業支援交付金でございますが、こちらは地域支援事業について社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、事業費の27%を相当分として135万円の減額をお願いするものでございます。

次に、6ページでございます。

款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金の介護給付費県負担金でございますが、こちらは県の負担分給付費の居宅分12.5%と施設分17.5%相当分として44万6,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、款6 県支出金、項3 県補助金、目2 地域支援事業交付金（総合事業）の地域支援事業
県交付金でございますが、こちらは地域支援事業に係ります県からの交付金で、事業費の
12.5%相当分として62万5,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、款9 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 介護給付費繰入金、介護給付費負担金繰入金
でございますが、こちらは町の負担分給付費の12.5%相当分の20万7,000円の減額をお願いす
るものでございます。

次に、目3 地域支援事業繰入金（総合事業）の地域支援事業費負担金繰入金でございますが、
こちらは地域支援事業に係る町の負担分事業費の12.5%相当として62万5,000円の減額をお願
いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお
願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第35号 平成30年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり
可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後4時07分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 角 田 寛

会議録署名議員 富 田 栄 次

会議録署名議員 栗 田 利 朗